

京都府における平成の市町村合併

今後の高齢化・人口減少社会における
府・市町村のあり方研究会

目 次

1 京都府内の市町村合併の概況

(1) 市町村合併の状況	1
(2) 合併前後の市町村別人口・面積	2
(3) 市町村数の変遷	3

2 京都府・市長会・町村会の取組

(1) 市町村行財政研究調査会	4
(2) 京都府市町村行政改革支援会議・京都府市町村行政改革支援連絡会議	6
(3) 市町村行政改革支援委員会	6
(4) 「これからの市町村のあり方について」	7
(5) シンポジウム	8
(6) 「市町村合併に対する京都府の取組み」	9
(7) 市町村づくり推進アドバイザー	9
(8) 合併重点支援地域	9
(9) 「京都府における行財政連携と自主的な市町村合併に関する構想」	9

3 各地域における取組経過

(1) 丹後地域

①丹後地域行政改革推進会議	10
②峰山地域	
ア 丹後地域行政改革推進会議 峰山地域分科会	10
イ 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会	11
③宮津与謝地域	
ア 丹後地域行政改革推進会議 宮津与謝地域分科会	13
イ 宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会	14
ウ 加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会	17
エ 宮津・伊根合併協議会	18

(2) 中丹地区

①中丹地区行政改革推進会議	19
②福天加地域	
ア 中丹地区行政改革推進会議 福天加地域分科会	19
イ 福知山市・三和町・夜久野町・大江町合併協議会	20

(3) 中部地域

①京都中部地域行政改革推進会議 2 2

②北桑田・船井地域

ア 京都中部地域行政改革推進会議 北桑田・船井地域分科会 2 2

イ 北桑田・船井地域任意合併協議会 2 3

ウ 丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会 2 4

エ 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 2 6

③京都市・京北町

京都市・京北町合併協議会 2 8

(4) 南部地域

①京都南部地域行政改革推進会議 3 0

②乙訓地域

京都南部地域行政改革推進会議 乙訓地域分科会 3 0

③宇城久・綴喜地域

ア 京都南部地域行政改革推進会議 宇城久・綴喜地域分科会 3 2

イ 宇城久・綴喜地域合併・将来構想策定協議会 3 3

ウ 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会 3 3

④相楽地域

ア 京都南部地域行政改革推進会議 相楽地域分科会 3 4

イ 相楽郡任意合併協議会 3 4

ウ 木津町・加茂町・山城町合併協議会 3 5

4 合併市町の概要

4-1. 京丹後市 3 7

4-2. 京都市 3 9

4-3. 京丹波町 4 1

4-4. 福知山市 4 3

4-5. 南丹市 4 6

4-6. 与謝野町 4 8

4-7. 木津川市 5 0

1 京都府内の市町村合併の概況

(1) 市町村合併の状況

合併後市町名	合併期日	合併方式	合併関係市町村
京丹後市	平成16年4月1日	新設	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
京都市	平成17年4月1日	編入	京都市・京北町
京丹波町	平成17年10月11日	新設	丹波町・瑞穂町・和知町
福知山市	平成18年1月1日	編入	福知山市・三和町・夜久野町・大江町
南丹市	平成18年1月1日	新設	園部町・八木町・日吉町・美山町
与謝野町	平成18年3月1日	新設	加悦町・岩滝町・野田川町
木津川市	平成19年3月12日	新設	木津町・加茂町・山城町



(2) 合併前後の市町村別人口・面積

平成12年10月1日現在(市町村数:44)				平成22年3月31日現在(市町村数:26)				
市町村名	国調人口(人) (平成12年10月1日現在)	面積(km ²)	人口密度 (人/km ²)	市町村名	国調人口(人) (平成22年10月1日現在)	面積(km ²)	人口密度 (人/km ²)	備考
京都市	1,467,785	610.22	2,405.3	京都市	1,474,015	827.90	1,780.4	H17.4.1合併
京北町	6,686	217.68	30.7					
福知山市	68,098	264.24	257.7	福知山市	79,652	552.57	144.1	H18.1.1合併
三和町	4,448	90.53	49.1					
夜久野町	4,869	100.99	48.2					
大江町	5,705	96.81	58.9					
舞鶴市	94,050	342.11	274.9	舞鶴市	88,669	342.35	259.0	
綾部市	38,881	347.11	112.0	綾部市	35,836	347.11	103.2	
宇治市	189,112	67.55	2,799.6	宇治市	189,609	67.55	2,806.9	
宮津市	23,276	169.31	137.5	宮津市	19,948	169.32	117.8	
亀岡市	94,555	224.90	420.4	亀岡市	92,399	224.90	410.8	
城陽市	84,346	32.75	2,575.5	城陽市	80,037	32.74	2,444.6	
向日市	53,425	7.67	6,965.4	向日市	54,328	7.67	7,083.2	
長岡京市	77,846	19.18	4,058.7	長岡京市	79,844	19.18	4,162.9	
八幡市	73,682	24.38	3,022.2	八幡市	74,227	24.37	3,045.8	
京田辺市	59,577	42.94	1,387.4	京田辺市	67,910	42.94	1,581.5	
大山崎町	15,736	5.97	2,635.8	大山崎町	15,121	5.97	2,532.8	
久御山町	17,080	13.86	1,232.3	久御山町	15,914	13.86	1,148.2	
井手町	9,102	18.01	505.4	井手町	8,447	18.01	469.0	
宇治田原町	9,840	58.26	168.9	宇治田原町	9,711	58.26	166.7	
山城町	9,122	24.53	371.9					
木津町	33,683	23.62	1,426.0	木津川市	69,761	85.12	819.6	H19.3.12合併
加茂町	16,004	36.97	432.9					
笠置町	2,056	23.57	87.2	笠置町	1,626	23.57	69.0	
和東町	5,457	64.87	84.1	和東町	4,482	64.87	69.1	
精華町	26,357	25.66	1,027.2	精華町	35,630	25.66	1,388.5	
南山城村	3,784	64.21	58.9	南山城村	3,078	64.21	47.9	
美山町	5,231	340.47	15.4					
園部町	16,776	102.78	163.2	南丹市	35,214	616.31	57.1	H18.1.1合併
八木町	9,391	49.56	189.5					
日吉町	6,219	123.50	50.4					
丹波町	8,690	74.09	117.3					
瑞穂町	5,235	109.73	47.7	京丹波町	15,732	303.07	51.9	H17.10.11合併
和知町	4,004	119.25	33.6					
加悦町	7,867	59.05	133.2					
岩滝町	6,648	11.99	554.5	与謝野町	23,454	107.04	219.1	H18.3.1合併
野田川町	11,078	35.90	308.6					
伊根町	3,112	61.98	50.2	伊根町	2,410	61.99	38.9	
峰山町	13,564	67.45	201.1					
大宮町	10,805	68.93	156.8					
網野町	16,056	75.07	213.9	京丹後市	59,038	501.84	117.6	H16.4.1合併
丹後町	7,164	64.96	110.3					
弥栄町	6,132	80.38	76.3					
久美浜町	11,857	145.04	81.7					
計	2,644,391	4,608.03		計	2,636,092	4,608.38		
(京都市除く)	1,176,606	3,997.81		(京都市除く)	1,162,077	3,780.48		
市町村平均	60,100	104.73		市町村平均	101,388	177.25		
(京都市除く)	27,363	92.97		(京都市除く)	46,483	151.22		

(3) 市町村数の変遷

年 月	市	町	村	合計	備 考
明治 21年	-	2,043	1,255	3,298	
22年 4月	1	14	265	280	市制町村制施行
昭和 22年 8月	3	25	186	214	地方自治法施行（市町村数は5月3日現在）
28年 10月	5	25	119	149	町村合併促進法施行
34年 11月	7	35	2	44	久世村、大原野村の京都市編入により4市町村に
36年 6月					新市町村建設促進法一部（町村合併推進規定）失効
37年 10月					市の合併の特例に関する法律施行
40年 4月					市町村の合併の特例に関する法律施行
42年 11月	7	36	1	44	大山崎町町制施行（11月3日）
47年 5月	8	35	1	44	城陽市市制施行（5月3日）
47年 10月	10	33	1	44	向日市、長岡京市市制施行（10月1日）
50年 4月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正
52年 11月	11	32	1	44	八幡市市制施行（11月1日）
60年 4月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正
平成 7年 4月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（※1）
9年 4月	12	31	1	44	京田辺市市制施行（4月1日）
10年 12月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（※2）
11年 7月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（※3）
12年 12月					市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（※4）
16年 4月	13	25	1	39	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併による京丹後市の設置（4月1日）
17年 4月	13	24	1	38	京北町の京都市への編入（4月1日） 市町村の合併の特例等に関する法律施行
17年 10月	13	22	1	36	丹波町・瑞穂町・和知町の合併による京丹波町の設置（10月11日）
18年 1月	14	15	1	30	三和町・夜久野町・大江町の福知山市への編入、園部町・八木町・日吉町・美山町の合併による南丹市の設置（1月1日）
18年 3月	14	13	1	28	加悦町・岩滝町・野田川町の合併による与謝野町の設置（3月1日）
19年 3月	15	10	1	26	山城町・木津町・加茂町の合併による木津川市の設置（3月12日）

- ※1 法期限を10年延長（平成17年3月31日まで）、住民発議制度の創設等
- ※2 合併の場合の市制施行要件（人口要件）を「4万人以上」（通常は5万人）に改正
- ※3 住民発議制度の拡充、交付税合併算定替えの期間の特例、地域審議会の創設等（地方分権一括法）
- ※4 合併の場合の市制施行要件は「人口3万人以上」のみ（平成16年3月31日までの特例措置）
- ※5 合併の場合の市制施行要件「人口3万人以上」のみの特例を延長（平成17年3月31日まで）
- ※6 合併特例区制度等の創設、経過措置、一部事務組合等の特例の拡充等

【出典＝「京都市町村合併史」『市町村の沿革』】

2 京都府・市長会・町村会の取組

(1) 市町村行財政研究調査会

① 概要

21世紀の市町村行財政のあり方について、合併や事務の共同化等に関し、幅広く研究調査を行うため、平成12年2月に「市町村行財政研究調査会」を設置（事務局：京都府・（財）京都府市町村振興協会）

<委員構成>

学識者	芝池 義一	京都大学教授
	小西 砂千夫	関西学院大学教授
	前田 雅子	大阪府立大学助教授
市町村	今井 民雄	長岡京市長（府市長会会長）
	中村 稔	福知山市長（府市長会前会長）
	野中 一二三	園部町長（府町村会会長）
	藤原 秀夫	山城町長（府町村会副会長）
	吉岡 秀男	大宮町長（府町村会副会長）
京都府	山田 啓二	総務部長

（平成12年2月現在；敬称略）

② 研究調査活動

ア「市町村行財政研究調査会 研究調査報告書 -地方自治のさらなる推進にむけて-」

（平成13年2月）

【報告書の概要】

<第1章 京都府内市町村行財政の現状認識と将来展望>

- ◎ 行政水準、財政状況、行政運営の効率性・専門能力において、小規模市町村は厳しい状況
- ◎ 今後、少子高齢化、過疎化、日常生活圏の拡大等への対応が求められ、新たな行政課題に的確に対応し、広域的なまちづくりを進めていくためには、より高度な行政能力を持ち、日常生活圏に合致した行政主体を構築していくことが必要
- ◎ このため、行財政の現状を踏まえ、行政課題への対応に必要な行政体制の在り方を議論し、合併や事務の共同化など、市町村行財政基盤の強化にむけた検討が必要

<第2章 合併や事務の共同化のメリットとデメリット>

- ◎ 合併の構成団体、関係する市町村数の違いなどによりメリットとデメリットの現れ方に差異
- ◎ 地理的条件、行政活動・産業経済・日常生活圏の結びつき状況の把握や分析、ビジョンの明確化により、メリットを最大限に発揮できるようにすることが必要
- ◎ 地域の課題を包括的に解決するという観点から、主として合併に関する議論を進めつつ、併せて事務の共同化についても検討していくことが必要

<第3章 市町村の結びつきとそれを基にした京都府内市町村の組合せ試案>

- ◎ 住民や市町村による自主的で主体的な議論を進める出発点となるような「たたき台」として、市町村の結びつきや今後のメリット・デメリットを踏まえて、26の市町村の組合せ試案を提示

<第4章 地方自治のさらなる推進にむけて>

- ◎ 分権時代の地方自治を推進するため、合併や事務の共同化等による行財政基盤の充実を進めることが重要だが、市町村の様々な課題は、合併で全てが解決するものではなく、合併する場合でも効果が最大限に引き出されるような環境整備や合併後を見据えた地方自治の推進方策が重要
- ◎ 地方税財源の充実確保、市町村財政の健全化、行政サービスの充実、個性ある地域づくり、住民自治の充実に向けた課題について、今後、更に検討を深めることを期待

イ「これからの市町村のあり方等に関する府民意識調査・各種団体関係者意識調査結果報告書」

(平成 14 年 3 月)

(ア) 調査の概要

a 調査対象

■府民意識調査：府内 43 市町村(京都市を除く)の 20 歳以上の男女 7,105 人

■団体関係者意識調査

府内 43 市町村(京都市を除く)の総合農協、森林組合、漁業組合、商工会議所・商工会、青年会議所、社会福祉協議会、地域婦人会、特定非営利法人、自治会連合会等代表者 1,120 人

b 調査時期：平成 13 年 11 月 14 日～12 月 12 日

c 配布・回収状況

■府民意識調査：有効発送数：7,059 件、有効回収数：3,762 件（有効回収率：53.3%）

■団体関係者意識調査：有効発送数：1,120 件、有効回収数：763 件（有効回収率：68.1%）

d 調査結果概要

■日々の暮らしについて

- ・住民意識を感じる地域や範囲は、「集落や町内会・自治会」(57.2%)が最も多い
- ・日常生活における移動範囲は、買物(衣服)、休日の外食、行楽・レジャー、映画、総合病院、教養文化などに関して、市町村を超えて移動することが大半

■市町村の行政サービス等について

- ・市町村に今後一層の充実を期待する行政サービス等は「道路・鉄道の整備、交通の便」
- ・複数の市町村が共同で事務を行う広域行政の存在は、府民の 76.4%の方が認知

■行政改革と市町村合併について

- ・市町村の財政状況の改善のための対応について、府民の過半が「事務事業の見直しや効率的な行政運営を進めるべき」(83.6%)、「複数の市町村で連携して事務の広域処理を行うべき」(68.2%)、「隣接市町村との合併を進めるべき」(52.7%)とする一方、「住民負担を増やすべき」と考える府民は 8.5%
- ・合併の範囲として最も重視されるのは、府民では「日常生活のつながりのある範囲」(44.9%)、各種団体関係者では「行政的なつながりのある範囲」(48.0%)。
- ・期待される合併効果は、「無駄な投資が避けられる」(府民 47.7%、団体 55.3%)、「財政基盤の強化」(府民 41.1%、団体 56.1%)が多く、効率的な行政運営への期待は大
- ・合併で懸念される事項は、「住民の声反映されにくくなる」(府民 58.5%、団体 65.8%)、「周辺部が取り残される」(府民 54.0%、団体 49.4%)、「役場が遠くなり不便になる」(府民 47.5%、団体 33.4%)等の意見が多数
- ・市町村の望ましい規模は、「5 万～10 万人」(29.4%)とする各種団体関係者が最多
- ・市町村合併が進展した場合の府の役割は、「合併が進んでも府の役割は変わらない」(40.6%)とする回答が最多、「府のあり方を見直す必要が出てくる」(26.3%)が次点

■地方分権について

- ・地方分権に必要な事項は、「行政職員の意識改革や能力向上」(府民 59.6%、団体 61.7%)とする方が最多であり、以下、「権限の委譲」(府民 39.4%、団体 59.6%)、「財源の委譲」(府民 37.9%、団体 56.9%)との回答。また、「市町村の組織体制の充実」(府民 40.6%、団体 48.0%)や「住民意識の変革」(府民 37.7%、団体 39.6%)の必要性も認識

■住民自治について

- ・市町村行政に地域住民の意見を反映させるしくみについては、府民では「住民投票制度など直接的に住民の意思を反映させるしくみ」(45.8%)を求める意見が最多、各種団体関係者では「住民と行政幹部職員が直接対話する機会」(57.4%)とするものが最多
- ・住民に身近な事務を身近な組織が行うしくみについては、府民では「地域の公的機関等の活用」(41.7%)が望ましいとする意見が最多、各種団体関係者では、「従前からの住民組織を活性化」(51.0%)という意見が最多

ウ「広域化する市町村とこれからの住民自治のあり方に関する研究報告書」（平成14年3月）
府内各地域の自治会等の活動実績や課題を調査し、地域の公共的な活動を担う「地域自主組織」を基礎とした住民自治の重要性を指摘

エ「コミュニティレベルの自治制度に関する研究報告書(市町村内における新たな自治の仕組み)」
(平成15年9月)
現行法制度の下で導入が可能な住民自治の仕組み及び法改正を要する自治の仕組みとして、①民主的な意思決定の仕組みを備えた法人格を有する地区自治組織(仮称)、②市町村より狭域の特別地方公共団体である地区自治体(仮称)を提案

(2) 京都府市町村行政改革支援会議・京都府市町村行政改革支援連絡会議

行政改革推進地域会議や府内市町村等に対し、合併等も含めた市町村行財政のあり方に関する議論を深めるにあたり、必要となる情報提供や助言、支援方策の検討を行うため、平成13年10月に、知事、市長会会長、町村会長により構成する「京都府市町村行政改革支援会議」を設置し、庁内には「京都府市町村行政改革支援連絡会議」を置いて支援体制を整備

(3) 市町村行政改革支援委員会

① 概要

広域的な地域戦略を推進するに当たり、行政体制の充実が求められる市町村に対して、地域戦略の推進主体としてのあるべき姿を検討し、合併を含めた市町村のあり方の調査研究や市町村への助言等を行うため、市町村行政改革支援委員会（学識経験者6名により構成）を平成16年1月に設置

宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会及び相楽郡東部3町村（和束町・笠置町・南山城村）からの要請を受け、それぞれ助言を実施

<委員構成> (平成16年1月現在；敬称略)

秋月 謙吾	京都大学大学院教授
織田 直文	京都橘大学教授
木田 喜代江	公認会計士・税理士
新山 陽子	京都大学大学院教授
真山 達志	同志社大学教授
宗田 好史	京都府立大学助教授

② 委員会開催等状況

平成16年 3月5日	・宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会会長から助言要請 ・和束町長、笠置町長から助言要請
3月10日	・第1回支援委員会を開催
3月30日	・南山城村長から助言要請、第2回支援委員会を開催
4月12日	・第3回支援委員会を開催
4月27日	・第4回支援委員会を開催
5月8日	・宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会において、委員から助言
5月19日	・第5回支援委員会を開催
5月26日	・第6回支援委員会を開催
6月1日	・「笠置町・和束町・南山城村に対する助言及び相楽郡の今後のあり方に対する提言」を公表

(4) 「これからの市町村のあり方について」

平成13年2月に公表された「市町村行財政研究調査会報告書」を踏まえ、その内容を簡潔に示して今後の市町村のあり方に関する議論に必要な情報・資料を府民に提供し、市町村や議会、住民による活発な議論が展開されるよう広く呼びかけるため、平成13年3月、京都府・市長会・町村会が作成

【報告の概要】

<第1章 市町村の現状と課題>

- ◎ 本格的な地方分権時代を迎え、これからの市町村は、少子高齢化、高度情報化、環境問題などの広範な行政課題に的確に対応することが求められており、行政能力や財政基盤の一層の充実が必要
- ◎ 「市町村行財政研究調査会報告書」のとおり、市町村、特に小規模市町村は、行政水準や財政力、行政運営の効率性などにおいて総じて厳しい状況にあり、少子高齢化や過疎化、日常生活圏の拡大等がもたらす影響を踏まえると、今後難しい局面を迎えることも予想
- ◎ そのため、市町村や議会、住民が、地域の現状と行政課題を踏まえながら、市町村のあり方や必要な行政行財政体制の整備・充実を合併や事務の共同化を含む幅広い視点から検討していくべき

<第2章 合併や事務の共同化の効果>

- ◎ 行財政能力の充実、広域化に対応した行政主体の構築には、合併や事務の共同化の検討が必要だが、合併や事務の共同化のメリットやデメリットを十分踏まえること大切
- ◎ 地域特性に応じて、メリットやデメリットの現れ方に違いがあることを踏まえ、地理的条件や日常生活圏域等の結びつきの状況等の分析を行い、合併等の目的やめざすべきビジョンを明確にして議論を深めることが重要

<第3章 市町村の結びつきを基にした京都府内市町村の組合せ試案>

- ◎ 合併に関する論議を有意義なものするためには、具体的な地域を想定して議論を進めることが必要
- ◎ このため、市町村の組合せ試案を検討の「たたき台」として提示。この組合せ試案を「出発点」として、市町村や議会をはじめ、住民による自主的で主体的な議論が活発に行われることを期待

<第4章 地方自治のさらなる推進にむけての今後の課題>

- ◎ 分権時代の地方自治を推進するため、合併や事務の共同化等による行財政基盤の充実を進めることが重要だが、市町村の様々な課題は、合併で全てが解決するものではなく、合併する場合でも効果が最大限に引き出されるような環境整備や合併後を見据えた地方自治の推進方策が必要
- ◎ このような視点から、「市町村行財政研究調査報告書」で述べられているように、
 - ① 地方税財源の充実確保」によって市町村の財政面における自己決定権と自己責任を拡充すること
 - ② 市町村財政の健全化」によって簡素で効率的な行政システムを確立していくこと
 - ③ 「行政サービスの充実」によって広域的な行政課題や多様な住民ニーズに応じていくこと
 - ④ 「個性ある地域づくり」によって住民が誇りや愛着を持って暮らせる地域を実現すること
 - ⑤ 「住民自治の充実」によって住民の意思が的確に反映され、住民に身近な課題は身近な地域において解決することができる仕組みを構築していくこと

が大きな課題

- ◎ 今後とも、研究調査を進めるとともに、国における制度の創設・改善を要望していくものの、市町村や議会、住民においても、それぞれの地域の発展・振興を目指した取組みの中で、合併等の議論と併せて、幅広い議論が行われることを期待

<第5章 本提言の具体化にむけて>

- ◎ 市町村のあり方は、市町村や議会、住民による自主的で主体的な議論によって切り拓かれていくものであり、府や市町村は、議論の機会や必要な情報・資料を十分に提供するなどの支援を実施
- ◎ 合併は、個々の市町村や住民の利害と密接に関連する問題だけに、それにとらわれすぎれば、実り多い議論とならないことが懸念

- ◎ 今後、それぞれの地域において、市町村や議会、住民の方々が、個々の利害を越え、地域社会の将来像を探る大きな視点から活発な議論を展開していくことを心から期待

(5) シンポジウム

① これからの市町村を考えるシンポジウム等

「これからの市町村のあり方を考えるシンポジウム（宇治会場）」

- ◆日 時：平成14年2月2日（土）13：30～16：40
- ◆場 所：宇治市文化センター（宇治市） ◆来場者：約500名
- ◆内 容 ■基調講演 テーマ：「地方分権時代における市町村のあり方について」
講 師：森田 朗（東京大学大学院教授）
■パネルディスカッション：テーマ：「これからの市町村のあり方を考える」

「これからの市町村のあり方考える講演会（中丹地区）」

- ◆日 時：平成14年2月11日（月）13：30～15：30
- ◆場 所：サンプラザ万助（福知山市） ◆来場者：約280名
- ◆内 容：講演「地方分権とこれからの市町村のあり方」（辻琢也（政策研究大学院大学助教授））

「これからの市町村のあり方考えるシンポジウム（綴喜地域）」

- ◆日 時：平成14年8月24日（土）14：00～17：00
- ◆場 所：京田辺市立中央公民館（京田辺市） ◆来場者：約450名
- ◆内 容 ■基調講演 テーマ：「地方分権時代における市町村のあり方について」
講 師：新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）
■パネルディスカッション
テーマ：「これからの市町村のあり方考える」

② 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム in 京都」

「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in 京都」

- ◆日 時：平成13年12月8日（土）13：30～16：30
- ◆場 所：京都府丹後文化会館（峰山町） ◆来場者：約850名
- ◆内 容 ■現況報告 テーマ：「丹後地域の取り組み状況について」
報告者：濱岡 六右衛門（網野町長）
■パネルディスカッション：
テーマ：「21世紀の丹後を考える」

「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 京都」

- ◆日 時：平成14年8月31日（土）13：30～16：30
- ◆場 所：けいはんなプラザ／メインホール（精華町） ◆来場者：約1,000名
- ◆内 容
 - 合併現況報告：報告者：和田 裕生（京都府総務部長）
 - ビデオ上映①：総務省作成
 - 合併体験報告：報告者：瀬戸 亀男（兵庫県篠山市長）
 - ビデオ上映②：総務省作成
 - パネルディスカッション：テーマ「21世紀の相楽を考える」

(6) 「市町村合併に対する京都府の取組み」

合併協議会や市町村間の格差是正・制度統合等、新市町村建設のための基盤整備等の支援施策をとりまとめた「市町村合併に対する京都府の取組み」を平成15年3月(平成17年1月改訂)に策定(合併新法施行後は、「新市町村合併に対する京都府の取組み」(平成18年10月)を策定)

(7) 市町村づくり推進アドバイザー

これからの市町村のあり方等に関し、市町村や議会、住民の方々による自主的・主体的な検討や論議が深められるよう、アドバイザーや講師等を派遣

<派遣実績>	平成13年度：48件
	平成14年度：47件
	平成15年度：12件
	平成16年度：8件
	平成17年度：3件

(8) 合併重点支援地域

指 定 日	市 町 村 名
平成14年2月4日	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町
平成14年10月19日	宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町
平成15年6月4日	福知山市、三和町、夜久野町、大江町
平成16年7月2日	京都市、京北町
平成16年7月8日	丹波町、瑞穂町、和知町
平成16年7月12日	園部町、八木町、日吉町、美山町
平成17年1月29日	宮津市、伊根町
平成17年2月8日	加悦町、岩滝町、野田川町

(9) 「京都府における行財政連携と自主的な市町村合併に関する構想」

市町村の合併の特例等に関する法律に基づく法定協議会を設置し、合併協議を進めていた木津町・加茂町・山城町からの要請に基づき、京都府・市町村行財政連携推進審議会の意見を聞いた上で、平成18年8月に「京都府における行財政連携と自主的な市町村合併に関する構想」を策定・公表

3 各地域における取組経過

(1) 丹後地域

①京都丹後地域行政改革推進会議

構成市町村：宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町

平成13年 7月27日	第1回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域会議の設立 ・地域分科会（峰山、宮津与謝）の設置
10月30日	第2回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・両分科会の取組状況の報告
平成14年 2月21日	第3回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・両分科会の取組状況の報告

②峰山地域

ア 丹後地域行政改革推進会議 峰山地域分科会

（構成市町村：峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町）

平成13年 7月27日	第1回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会長等役員の選出、幹事会の設置 ・設置要領の制定
10月12日	第2回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の目標と今後の取組みについて ・法定合併協議会の設置時期について ・合併重点支援地域の指定の要請について ・全国リレーシンポジウムの開催の要望について
	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事長、副幹事長の選任、幹事会規約の改正
11月15日	第3回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国リレーシンポジウム等について協議
12月7日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会規約の改正、現況調書の作成等
平成14年 1月11日	丹後6町の町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定要請と合併協議会への府の支援を要望	
2月4日	合併重点支援地域に指定	
2月15日	第4回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定合併協議会設置議案の各町議会への提案について協議

イ 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

平成14年 3月11日	網野町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月13日	丹後町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月18日	弥栄町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月20日	峰山町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月22日	大宮町議会、久美浜町議会において法定協議会設置議案を可決	
4月1日	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を設置	
4月17日	第1回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長、委員選任の報告 ・協議会規約等諸規程、協議会予算の確認
6月26日	第2回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査中間報告 ・合併協定項目の調整方針、新市建設計画の策定方針
7月24日	第3回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式を新設合併とすることを提案 ・合併の期日は、平成16年3月1日とすることを提案 →各町の議決、住民サービスの準備・引継、3万市特例の適用を考慮 ・住民意識調査結果の報告 →合併に期待する効果は「人件費等の経費削減」、合併への不安は「広域化によるサービス低下」がそれぞれトップ ・新市建設計画の財政計画策定の考え方について確認
9月25日	第4回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務所の位置を峰山町に置くことを提案 →国・府の出先機関の設置状況や各町からの平均距離を勘案して提案 ・新市の名称を公募により選定することを確認 ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて確認 →定数特例・在任特例は適用せずに、議員定数を30人と定め、全域を1選挙区として新市誕生から50日以内に選挙 ・新市建設計画中間案の報告
10月23日	第5回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併方式・期日・新市の事務所の位置を協議(継続協議)
11月22日	第6回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式等について以下のとおり確認 →合併の方式：新設合併 合併の期日：平成16年3月1日 新市事務所の位置：峰山町役場 (その他の役場については支所)
12月24日	第7回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称を「京丹後市」とすることを確認 →公募された名称のうち「北都市」、「丹後市」、「京丹後市」の3候補が投票となり「京丹後市」を選定。その後、「京丹後市」と「京たんご市」の表記を決める投票が再々投票まで行われ、「京丹後市」に決定

平成15年 2月27日	第8回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町、字の区域及び名称の取扱いについて確認 →現状のまま新市に継承(字表記については使用しない) ・ 保育所の取り扱いについて確認 ・ この他、塵芥処理、通学区域、消防団等の取り扱いについても確認
3月26日	第9回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱いについて確認 →個人住民税の均等割は地方税法における市の規定額どおりに2,500円に設定 →法人住民税の法人税割は丹後6町の経済状況等を考慮して峰山町の13.5%を適用 ・ 環境事務の取扱いについて確認 →峰山町、大宮町、丹後町、弥栄町で構成する竹野川環境衛生組合の使用料に統一
4月18日	第10回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的団体の取扱い等について確認 ・ 戸籍・住民登録事務の取扱いについて確認 ・ この他、介護保険、電算システム等の取扱いも確認
5月28日	第11回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の取扱い等について確認 →旧丹後町の区域に住所を有する者の所得割、均等割額等に対して不均一課税を適用(3年間)
6月25日	第12回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則の取扱い等について確認 ・ 上水道・下水道等の取扱いについて確認 →大宮町、弥栄町の料金に3年間の激変緩和措置を設定
7月23日	第13回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併期日を平成16年4月1日に変更することを確認 →3万市特例が1年延長されたことに伴い、期日を変更 ・ 一般職・特別職の身分の取扱い等について確認
7月31日	第14回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画を確認し、全協定項目について協議終了
8月11日	合併協定調印式を開催	
9月18日	6町各議会において廃置分合申請議案を可決	
9月19日	6町長が京都府知事に廃置分合申請書を提出	
10月10日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
10月14日	京都府知事が廃置分合を決定	
11月4日	総務大臣が廃置分合を告示	
平成16年 4月1日	京丹後市設置	

③宮津与謝地域

ア 丹後地域行政改革推進会議 宮津与謝地域分科会

(構成市町村：宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町)

平成13年 7月27日	第1回地域分科会	・分科会長等役員選出、幹事会の設置
10月11日	第1回幹事会	・幹事長等役員選出 ・今後の進め方の確認
12月6日	第2回幹事会	・現況比較調書の検討 ・財政シミュレーションの作業確認
平成14年 1月8日	第3回幹事会	・報告書（合併のメリット、デメリット等）案の検討
1月18日	第4回幹事会	・報告書（案）の検討
1月22日	第2回地域分科会	・幹事会から報告 ・1市4町での法定合併協議会の9月設立に向けて、各市町で取り組むことを合意
2月8日	第5回幹事会	・今後の取組について検討
4月17日	第6回幹事会	・住民説明会の開催について検討
7月16日	第3回地域分科会	・法定合併協議会設置に向け、各市町が9月定例議会に提案することを合意
7月19日	第7回幹事会	・法定合併協議会設置に向けた具体的事項を検討
7月29日	第8回幹事会	・法定合併協議会の概要について検討
8月19日	第4回地域分科会	・法定合併協議会設置議案、協議会規約等の検討
8月30日	第9回幹事会	・法定合併協議会の概要について検討
9月28日	第5回地域分科会	・法定合併協議会設立に向けた事前準備

イ 宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会

平成14年 9月13日	岩滝町議会において法定協議会設置議案を可決	
9月19日	加悦町、伊根町各町議会において法定協議会設置議案を可決	
9月24日	宮津市議会において法定協議会設置議案を可決	
9月25日	野田川町議会において法定協議会設置議案を可決	
10月1日	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会を設置	
10月9日	宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町の各市町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
10月19日	合併重点支援地域に指定	
	第1回合併協議会	・協議会規約等を確認
	第1回新市建設計画策定小委員会	・委員長の選任 ・運営方法について協議
11月18日	第2回合併協議会	・合併の方式を新設合併とすることを確認 ・合併の期日は小委員会へ付託
12月6日	第2回新市建設計画策定小委員会	・合併の期日について協議 (4案：平17.3.1、平17.1.1、平16.10.1、平16.8.1)
12月18日	第3回合併協議会	・新市建設計画を新市建設計画策定小委員会に付託
平成15年 1月22日	第4回合併協議会	・情報公開、個人情報保護事業の取扱いについて確認
1月22日	第3回新市建設計画策定小委員会	・合併の期日については継続審議 ・新市建設計画部分案の事務局説明
2月7日	第4回新市建設計画策定小委員会	・合併の期日は平成17年3月31日までとし、改めて協議することを確認
2月19日	第5回合併協議会	・市町の慣行の取扱いについて確認
3月7日	第5回新市建設計画策定小委員会	・新市建設計画部分案の確認 ・新市の事務所の位置については、次回から議論
3月19日	第6回合併協議会	・人権啓発事業の取扱い等について確認
4月4日	第6回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置について、新庁舎は合併後10年以内に新市の中心部に建設することを原案として、次回以降も継続協議
4月16日	第7回合併協議会	・診療所運営事業の取扱いについて確認
5月14日	第7回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置を次回小委員会で提示することに合意
5月21日	第8回合併協議会	・戸籍・住民登録事務の取扱いについて確認
6月6日	第8回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置を提案、次回以降も継続協議 →新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現宮津市役所の位置とし、市役所本庁行政部門は4町の役場庁舎にもその一部を設置。新庁舎は合併後、10年以内に新市の中心部に建設
6月18日	第9回合併協議会	・条例、規則等の取扱い等について確認

7月1日	第9回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置について次回以降も継続協議
7月16日	第10回合併協議会	・農業委員会委員の定数及び任期の取扱いを確認
8月1日	第10回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置について次回以降も継続協議
8月19日	第11回合併協議会	・議会議員の定数及び任期の取扱い等について確認
9月3日	第11回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置について次回以降も継続協議
9月17日	第12回合併協議会	・納税関係事業の取扱いについて確認
10月1日	第12回新市建設計画策定小委員会	・加悦町・宮津市委員から修正の提案 ・新市の事務所の位置について次回以降も継続協議
10月20日	第13回合併協議会	・観光関連事業の取扱い等について確認
10月27日	第13回新市建設計画策定小委員会	・新市の事務所の位置について次回以降も継続協議
10月29日 ～11月19日	宮津市において住民説明会開催（10地区13会場、延べ553名出席）	
11月17日	第14回合併協議会	・国保税の取扱い等について確認
12月10日	第14回新市建設計画策定小委員会	・会長が首長会で調整された案を提案 ・野田川町委員が対案を提案 ・新市の事務所の位置について、次回以降も継続協議
12月17日	第15回合併協議会	・福祉医療制度の取扱い等について確認
平成16年 1月14日	第15回新市建設計画策定小委員会	・委員長が首長会提案・野田川町委員案を預かり、次回小委員会に委員長調整案を提示することとして継続協議
1月21日	第16回合併協議会	・学校教育事業の取扱い等について確認
2月6日	第16回新市建設計画策定小委員会	・委員長から調整が不調に終わったことを報告
2月18日	第17回合併協議会	・野田川町長が合併協議会の解散を求める発言
3月1日	野田川町長が合併協議会解散を求める文書を合併協議会会長あてに提出	
3月5日	合併協議会会長から京都府市町村行政改革支援会議に助言を要請	
この間、市町村行政改革支援委員会を4回開催		
5月8日	第18回合併協議会	・市町村行政改革支援委員会委員から1市4町の枠組みでの合併協議継続を期待する旨の助言内容を説明
5月10日	支援委員会の助言を踏まえ、合併協議会会長と副会長が野田川町長と面談	
5月22日	1市3町の首長が野田川町長と面談し、合併協議の継続について再度協議するものの、野田川町長は合併協議会の解散を求める文書を合併協議会会長あてに提出	
6月4日	第19回合併協議会	・野田川町に団体意思を明確にするよう要請すべきという意見を踏まえ、会長が協議することとなった
6月10日	合併協議会会長が野田川町長と協議	
6月15日	野田川町長が合併協議会会長に対し、改めて解散を求める文書を提出	
7月29日	第20回合併協議会	・合併協議会の休止を確認

8月18日 ～9月6日	宮津市において住民説明会開催（10地区11会場、延べ466名出席）
8月25日 ～9月9日	岩滝町において住民説明会開催（7地区8会場、延べ416名出席）
8月26日 ～9月12日	伊根町において住民説明会開催（4地区4会場、延べ117名出席）
9月16日	1市4町首長会開催 →今後の枠組みについては個別で協議することを確認
10月27日	加悦町・岩滝町・野田川町首長会開催 →3町財政シミュレーションの検討について確認
11月7日	加悦町・岩滝町・野田川町首長会開催 →助役・担当課長会の開催について確認
11月15日	宮津市・岩滝町・伊根町、財政シミュレーションの検討について確認
11月19日 ～30日	岩滝町において住民アンケート実施
11月26日	加悦町・岩滝町・野田川町首長会開催
12月10日	加悦町・岩滝町・野田川町首長会開催
12月15日	宮津与謝地域合併問題協議会開催 →「宮津市・伊根町」と「加悦町・岩滝町・野田川町」の2つの枠組みで合併協議を進め、現行合併特例法の期限内の合併を目指すことを確認
平成17年 1月5日 ～10日	宮津市において合併についての住民説明会開催（10会場、404名参加）
1月6日 ～10日	伊根町において合併についての住民説明会開催（8会場、293名参加）
12月14日	野田川町議会において法定協議会廃止議案を可決
12月15日	岩滝町議会において法定協議会廃止議案を可決
12月19日	加悦町議会において法定協議会廃止議案を可決
12月22日	宮津市議会及び伊根町議会において法定協議会廃止議案を可決
平成18年 2月28日	宮津市・加悦町・岩滝町・野田川町・伊根町合併協議会を廃止

ウ 加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会

平成17年 1月28日	加悦町長、岩滝町長、野田川町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定要請	
1月31日	加悦町・岩滝町・野田川町各町議会において法定協議会設置議案を可決	
2月1日	加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会を設置	
2月8日	合併重点支援地域に指定	
	第1回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式を新設合併とすることを確認 ・新町の事務所の位置については、旧町の既存施設を有効利用することを基本に小委員会で検討
2月16日	第2回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・字の区域・名称の取扱いについて確認 ・戸籍、住民登録事務の取扱いについて確認
2月23日	第3回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会委員の定数・任期の取扱いについて確認 ・地方税（国民健康保険税及び都市計画税を除く）の取扱いについて確認 ・一般職員の身分取扱いについて確認
3月9日	第4回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・母子父子事業等の取扱いについて確認 ・新町の事務所の位置について報告 →岩滝町に本庁舎を置くとする小委員会の報告に対して、「庁舎の経年、駐車場の規模から加悦庁舎が適切」、「3町の中心である野田川町が適切」との意見が出され、協議事項は次回以降に提案 ・新町の名称について選定 →公募により提案された名称のうち、「与謝町」、「与謝野町」、「よさの町」から投票により「与謝野町」を選定
3月12日	第5回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称等について以下のとおり確認 →新町の名称：「与謝野町」 新町の事務所の位置：岩滝町役場（加悦町役場・野田川町役場に支所を設置）
3月16日	第6回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の期日は平成18年3月1日とすることを確認 ・議会議員の定数及び任期の取扱いについて確認 →定数特例・在任特例は適用せずに、議員定数を18人と定めることとして確認 ・国民健康保険事業の取扱いについて確認 →保険税は、平成18年度から統一基準で課税 ・下水道等事業の取扱いについて確認 →使用料金は岩滝町を基準に定め、激変緩和措置の設定はなし
3月21日	第7回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目全項目の協議を終了 ・上水道等事業の取扱いについて確認 →激変緩和措置の設定はなし
3月23日	合併協定書調印式を開催	
3月25日	加悦町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月28日	野田川町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月29日	岩滝町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月30日	3町長が京都府知事に廃置分合申請書を提出	
7月8日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
7月11日	京都府知事が廃置分合を決定	
8月12日	総務大臣が廃置分合を告示	
10月18日	第15回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織及び機構の取扱いについて、それぞれの庁舎に本庁機能を置くことを確認
平成18年 3月1日	与謝野町を設置	

エ 宮津・伊根合併協議会

平成17年 1月19日	宮津市議会、伊根町議会において法定協議会設置議案を可決	
1月20日	宮津・伊根合併協議会を設置	
1月21日	宮津市長、伊根町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
1月29日	合併重点支援地域に指定	
	第1回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式等について以下のとおり確認 → 合併の方式：新設合併 合併の期日：平成18年3月31日まで 新市の事務所の位置：宮津市役所 <li style="text-align: right;">（伊根町に総合支所を設置）
2月5日	第2回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い等について確認
2月12日	第3回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通対策事業の取扱い等について確認
2月19日	第4回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会議員の定数及び任期の取扱い等について確認
2月26日	第5回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日を平成18年3月1日に変更し、新市の名称を「宮津市」とすることについて確認
3月13日	伊根町において宮津市との合併に関する住民投票を実施（投票率：80.23%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併賛成 941票（47%） ・ 合併反対 1,050票（52%） ・ 無効 18票 	
3月29日	第6回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協議会の休止について確認
平成18年 3月15日	第7回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月30日をもって合併協議会を解散することを確認
3月22日	伊根町議会において法定協議会廃止議案を可決	
3月30日	宮津市議会において法定協議会廃止議案を可決 宮津・伊根合併協議会を廃止	

(2) 中丹地区

①中丹地区行政改革推進会議

(構成市町村：福知山市、舞鶴市、綾部市、三和町、夜久野町、大江町)

平成13年 8月31日	第1回推進会議	・地域会議の設立
10月26日	第1回幹事会	・シンポジウムの内容について検討 ・幹事会報告書の作成について検討
11月26日	第2回幹事会	・シンポジウムの内容について検討 ・幹事会報告書の作成について検討
平成14年 1月9日	第3回幹事会	・シンポジウムの内容について検討 ・幹事会報告書の作成について検討
2月11日	「これからの市町村のあり方を考える地域シンポジウム」を福知山市で開催	
2月27日	第4回幹事会	・幹事会報告書の作成について検討
3月29日	第5回幹事会	・幹事会報告書の作成について検討
5月20日	第2回推進会議	・福知山市、三和町、夜久野町及び大江町の1市3町で地域分科会を設置することを確認

②福天加地域

ア 中丹地区行政改革推進会議 福天加地域分科会

(構成市町村：福知山市、三和町、夜久野町、大江町)

平成14年 6月28日	第1回分科会 第1回幹事会	・住民説明資料について検討
7月17日	第2回幹事会	・住民説明資料について検討
8月6日	第3回幹事会	・住民説明資料について検討
8月28日	第4回幹事会	・住民説明資料について検討
10月21日	第5回幹事会	・住民説明資料について検討
11月18日	第2回分科会	・住民説明資料について確認 ・住民説明会の開催について確認
11月下旬 ～2月	各市町毎に住民説明会を開催	
平成15年 2月17日	第3回分科会	・法定協議会設置議案を各市町3月議会に提案することについて確認

イ 福知山市・三和町・夜久野町・大江町合併協議会

平成15年 4月1日	福知山市・三和町・夜久野町・大江町合併協議会を設置	
4月16日	福知山市、三和町、夜久野町、大江町の市町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
6月4日	合併重点支援地域に指定	
	第1回合併協議会	・協議会規約等を確認
8月6日	第2回合併協議会	・議会議員の定数及び任期の取扱い等に関する事項の各委員会への付託を確認
10月6日	第3回合併協議会	・人権教育の取扱いについて確認
11月6日	第4回合併協議会	・地方税の取扱い等について確認 →固定資産税は、各市町で差異があるため、福知山市の例により統一（不均一課税は設定せず）
12月1日	第5回合併協議会	・介護保険事業の取扱いについて確認 ・その他、選挙・公平委員会の取扱い等も確認
平成16年 1月21日	第6回合併協議会	・合併の方式等について以下のとおり確認 →合併の方式：編入合併 合併の期日：平成17年3月中 新市の名称：「福知山市」 新市の事務所の位置：福知山市役所 （3町の役場に支所を設置） ・戸籍・住民基本台帳等の取扱いについても確認
2月4日	第7回合併協議会	・住民説明会資料や情報公開の取扱い等について確認
2月19日	第8回合併協議会	・下水道等の取扱い等について確認 →福知山市の下水道使用料は、現行のまま新市に移行、新市移行後に新料金体系を検討
3月1日	第9回合併協議会	・学校教育の取扱いについて協議 →3町の教育行政の継続や教育委員を3町からも任命すべきとの意見が出され、継続審議に
3月21日	第10回合併協議会	・使用料及び手数料等の取扱い等について確認
4月7日	第11回合併協議会	・学校管理の取扱いについて確認 →教育委員の任命は市長の権限であり、協議事項ではないことから、新市移行時の教育委員は福知山市の委員が務めることとして確認
4月21日	第12回合併協議会	・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い等を確認
5月10日	第13回合併協議会	・児童福祉事業の取扱いについて →3町が独自施策として実施する未就学児童への医療費助成について、継続を求める意見や上乘せ施策がない福知山市民とのバランスを求める意見が対立して継続審議に ・自治会、行政区の取扱いについて確認
5月19日	第14回合併協議会	・消防・救急業務、建設関係事業等について確認
8月15日	第15回合併協議会	・児童福祉事業の取扱いについて確認 →3町の上乗せ補助は、保護者の所得税額が3万円未満の乳幼児を対象として実施 ・保育所（園）・乳幼児保育の取扱いについて確認 →福知山市の例により新市に移行し、段階的に調整しながら、平成23年度に統一

9月1日	第16回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の身分の取扱い等について確認 ・町及び字の区域及び名称の取扱いについて確認 →3町は従前の字名の前に現町名を付した字名に変更、字（大字）表記はなし
9月11日	第17回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業の取扱い等について確認 →3町の保険料は福知山市の基準に統一し、医療分には5年間の激変緩和措置を設定
この間、台風23号により由良川が氾濫し、地域一帯に甚大な被害が発生したため協議中断		
平成17年 1月31日	第18回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道・簡易水道等の取扱いについて確認 →福知山市の料金を段階的に上げ、3町の料金は三和町料金を基本に統一し、段階的に引き下げて平成22年度に統一 ・病院、診療所等の取扱い等について確認
2月7日	第19回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の身分の取扱いについて確認
2月16日	第20回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域審議会の取扱いに関することについて →「合併後の一体的なまちづくりの弊害となる」、「行政組織が複雑になる」との理由により設置せず ・事務組織及び機構の取扱いについて →支所となる3町の役場に8部門を設けるイメージ図を提案するも、「支所を助役直轄にして欲しい」、「各部門の業務を明確にして欲しい」等の意見があり、継続審議に（第22回協議会で確認） ・合併の期日を平成18年1月1日に変更すること等について確認 →福知山市長選や台風23号災、大江町長選等の想定外の出来事の連続により期日を延長
2月25日	第21回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画について確認
3月6日	第22回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の定数及び任期の取扱い等について確認し、全協定項目の協議が終了 →定数特例により32名（福知山市26名、3町各2名）を主張する福知山市議会側と在任特例により68名を主張する3町議会側が対立したが、在任特例に対して住民から極めて厳しい意見が相次いだこともあり、定数特例により定数を32名、合併直後の選挙で各町2名を定員とする増員選挙を実施することで確認
3月9日	合併協定書調印式を開催	
3月11日	三和町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月24日	大江町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月28日	夜久野町議会において廃置分合申請議案を可決	
3月29日	福知山市議会において廃置分合申請議案を可決	
3月30日	1市3町長が京都府知事へ廃置分合申請書を提出	
7月8日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
7月11日	京都府知事が廃置分合を決定	
8月12日	総務大臣が廃置分合を告示	
平成18年 1月1日	三和町、夜久野町、大江町が福知山市に編入	

(3) 中部地域

①京都中部地域行政改革推進会議

(1市8町：亀岡市、京北町、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町)

平成13年 8月9日	第1回推進会議	・地域会議の設立
11月2日	第2回推進会議	・要綱、分科会の持ち方について合意 ・各市町の行財政指標を実務者で整理するよう依頼
11月27日	第1回助役等調整会議	・行財政指標の項目検討、調査開始
12月25日	第2回助役等調整会議	・比較現況調書の内容確認(一部再調査)
平成14年 2月14日	第3回助役等調整会議	・比較現況調書の最終確認
3月9日	第3回推進会議	・行財政指標調査結果を報告
5月29日	第4回推進会議	・亀岡市を除く北桑田郡、船井郡の8町により、合併問題等を調査研究する分科会を設置することを決定(亀岡市はオブザーバー参加)

②北桑田・船井地域

ア 京都中部地域行政改革推進会議 北桑田・船井地域分科会

(構成市町村：京北町(途中休会)、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町)

平成14年 7月15日	第1回地域分科会	・分科会会長等役員を選出、幹事会の設置を決定 ・設置要領「合併問題について検討」と明記
8月1日	第1回幹事会	・合併問題検討のための資料作成について協議
9月5日	第2回幹事会	・資料の内容・数値等を確認
10月1日	第2回地域分科会	・任意協議会設置について検討 →・8町で構成、議会代表を加えて11月中旬に設置 ・各町長は10月中旬に各町議会の了解を取り付け ・任意協議会は合併の是非を含めて議論する場とし、協議会からの脱会も認める
10月11日	第3回幹事会	・第2回分科会結果報告、住民向け資料の最終確認
11月1日	(緊急)地域分科会	・京北町長からの休会等の申し入れへの対応協議 →分科会での意見を京北町長に伝え、真意を確認するよう美山町長と京北振興局長に要請
11月15日	第3回地域分科会	・京北町から休会について了承 ・任意協議会設立に向けた事前協議

イ 北桑田・船井地域任意合併協議会

(構成市町村：美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町)

平成14年 12月2日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・任意協議会を設立 ・組織（幹事会及び事務局を設置）、規約等を協議
12月19日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回任意協議会の内容報告 ・幹事会規約、役員等について協議
12月26日		<ul style="list-style-type: none"> ・議会代表委員へこれまでの検討経過を説明
平成15年 2月10日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諸規定（会議運営、傍聴等）の協議 ・合併協議会会長が「私案(第一次)」を提出・協議
3月4日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・財政シミュレーションの作成方法・内容について協議
3月29日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・財政シミュレーションについて確認 ・「私案(第一次)」について意見交換 ・合併後も残したい独自事業等の調査研究を幹事会に依頼
4月17日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回任意協議会の結果について説明 ・各町の住民負担と行政サービス、独自事業の調査方法等について協議
5月30日	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度事業計画案、予算案等について協議 →平成15年度早期の法定協議会への移行が望ましい旨を次回協議会で提言することを決定 ・各町の住民負担と行政サービス、独自事業の調査方法等について最終確認
6月4日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度事業計画、予算案を承認 ・幹事会が法定協議会への移行を提言 ・合併協議会会長が「私案(第二次)」を提出 ・各町6月議会等で法定協議会設置について議論を行うことを確認
7月31日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・次回協議会で枠組の検討を行うことを確認
8月14日	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスと住民負担の現況について協議
10月6日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波町、瑞穂町、和知町が自立して法定協議会を設置したいとする意向を表明
12月9日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波町、瑞穂町、和知町が3町での法定協議会設置の意向を改めて表明し、任意協議会として了承 ・園部町、八木町、日吉町、美山町は、今後、協議の場を持つことを確認
平成16年 1月26日	第8回協議会 園部町、八木町、日吉町、美山町による協議	<ul style="list-style-type: none"> ・園部町、八木町、日吉町、美山町の4町の枠組みで合併協議を進めることを確認
2月27日	第9回協議会 園部町、八木町、日吉町、美山町による協議	<ul style="list-style-type: none"> ・園部町、八木町、日吉町、美山町の4町での法定協議会設置に向け、各町3月議会等で法定協議会設置議案を提案することを確認

ウ 丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会

平成16年 1月22日	丹波・瑞穂・和知合併協議準備室を設置	
3月17日	丹波町、瑞穂町、和知町の各町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月31日	丹波町、瑞穂町、和知町の町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
4月1日	丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会を設置	
4月15日	第1回合併協議会	・協議会規約、小委員会の設置等を確認
5月26日	第2回合併協議会	・合併の方式を新設合併とし、新町の名称は一般公募により決定すること、事務所的位置は今後継続して協議を行うこと等を確認
7月8日	合併重点支援地域に指定	
6月16日	第3回合併協議会	・情報公開、個人情報保護の取扱い等について確認
7月28日	第4回合併協議会	・都市計画事業（丹波町のみ実施）、公営住宅事業の取扱い等について確認
8月26日	第5回合併協議会	・病院、診療所の取扱いについて確認 →瑞穂病院等の町営病院・診療所は継続 ・納税関係事業の取扱いについて確認 →納税証明手数料は瑞穂町の例を基本に合併時に統一（料金形態は3町ともほぼ差異はなく、一部の事務で変動がある程度）
9月22日	第6回合併協議会	・保育事業の取扱い等について確認 →瑞穂町を参考に翌年度から徴収基準額を設定
10月27日	第7回合併協議会	・合併の期日を平成17年10月11日とすること等を確認 →合併期日の前日が祝日、その前日が土曜日・日曜日の3連続閉庁日であり新町事務への円滑な移行期間が確保できることから当該期日に決定 ・国民健康保険事業の取扱い等について確認 →丹波町の例により、税方式を採用 ・地域自治制度の取扱いについて確認 →地域自治区・合併特例区等は設置せず（対等合併であること、区長会等による行政との調整手法が確立されていること、支所において住民相談を行うことから設置しないこととされた）
11月26日	第8回合併協議会	・議会議員の定数及び任期の取扱い等について確認 →在任特例・定数特例は適用せず、定数を18人として新町設置から50日以内に一般選挙を実施 →付託された小委員会では、「まちづくりは長期的視野で取り組むべきものであり、2年程度の在任特例は意味がない」、「行政のスリム化・住民感情を考慮すべき」との意見が出され、在任・定数特例は適用せず

12月8日	第9回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称を「京丹波町」とすること等を確認 →公募により選考された6点の名称候補（「京丹波」、「新丹波」、「丹波」、「丹波高原」、「丹波三里」、「船井」）から投票により、1回目の投票で「京丹波町」と「丹波町」に絞り込まれ、2回目の投票で「京丹波町」に決定 ・新町の事務所の位置について協議 →人口やアクセス面で丹波町を指示する意見が中心であったが、集約できる状況にないとして次回に持ち越された
12月22日	第10回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の事務所の位置について確認 →委員から投票が提案され、最高得票数を集めた丹波町に本庁舎を置くことが決定 ・地方税の取扱いについて確認 →法人町民税、固定資産税の税率は、丹波町・和知町の例により統一 →瑞穂町の固定資産税には、1年6ヶ月の不均一課税を実施
平成17年 1月19日	第11回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町建設計画を確認し、全協定項目の協議終了
1月24日	合併協定調印式を開催	
2月23日	3町各議会において廃置分合申請議案を可決	
2月25日	3町長が京都府知事に廃置分合申請書を提出	
3月14日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
3月15日	京都府知事が廃置分合を告示	
4月8日	総務大臣が廃置分合を告示	
10月11日	京丹波町を設置	

エ 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

平成16年 3月16日	園部町、八木町、日吉町、美山町の各町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月26日	園部町、八木町、日吉町、美山町の町長が、京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
4月1日	園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を設置	
4月15日	第1回合併協議会	・協議会規約、小委員会の設置等を確認
6月8日	第2回合併協議会	・合併の方式を新設合併とし、新市の名称は一般公募とすること等を確認
7月12日	合併重点支援地域に指定	
7月28日	第3回合併協議会	・上水道、下水道等の取扱い →上下水道とも合併後5年間は各町の料金を維持、合併後に設置する審議会で統一料金を検討
8月26日	第4回合併協議会	・町、字の区域及び名称の取扱い等について確認
9月30日	第5回合併協議会	・地方税の取扱い等について確認 →固定資産税は、平成20年度まで旧町の税率とする不均一課税を実施（平成21年度から1.5%に） →都市計画税は、平成20年度まで旧町の税率とする不均一課税を実施（平成21年度から0.2%に）
10月20日	第6回合併協議会	・広報広聴の取扱い等について確認 →各種社会福祉事業の取扱いについても一部事業が協議され、出産祝金、乳幼児医療費助成等の給付事業は、最も手厚い園部町の例に統一
10月26日	美山町議会において合併の意思を問う住民投票条例案が否決（賛成6、反対7）	
11月29日	日吉町議会において合併の是非を問う住民投票条例案が否決（賛成2、反対13）	
12月5日	第7回合併協議会	・議会議員の定数及び任期の取扱い等について確認 →定数特例・在任特例は適用せず定数は26名、新市発足時に限り、旧町毎に選挙区（園部町9名、八木町7名、日吉町5名、美山町5名、均等割各町3名＋人口割分）を設ける
平成17年 1月26日	第8回合併協議会	・合併の期日等について以下のとおり確認 →合併の期日：平成18年1月1日 新市の名称：「南丹市」 新市の事務所の位置：園部町役場（4町に支所を設置） →新市の名称は応募案から「南丹」、「西京都」、京丹波、「京南丹」、「京口丹」の5候補に絞り込まれたのち、投票により決定（1回目の投票結果の上位2候補で決戦投票を行った結果、南丹市23票、西京都市17票となった）
2月7日	美山町議会の解散の賛否を問う住民投票が告示	
2月27日	美山町議会の解散の賛否を問う住民投票が執行され、開票の結果、解散は回避された（反対2,196票、賛成1,382票）	
3月7日	第9回合併協議会	・市章選定委員会の設置を決定 ・合併協定書（案）を決定

3月13日	合併協定調印式を開催	
3月25日	4町各議会において廃置分合申請議案を可決	
3月30日	4町長が京都府知事に廃置分合申請書を提出	
4月28日	第10回合併協議会	合併準備局の設置の報告
7月8日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
7月11日	京都府知事が廃置分合を決定	
8月12日	総務大臣が廃置分合を告示	
10月7日	第11回合併協議会	市章の決定
11月21日	第12回合併協議会	市長職務執行者について報告
平成18年 1月1日	南丹市を設置	

②京都市・京北町

京都市・京北町合併協議会（京都市・京北町合併問題協議会を含む）

平成14年 3月18日	京北町議会に市町村合併研究調査特別委員会を設置
4月	京北町内12箇所で「市町村合併を考える住民懇談会」を実施
6月	京北町内6自治会が、町長及び議長に対して、京都市との合併を求める「要望書」を提出（有権者の81%の署名）
7月	市町村合併研究調査特別委員会において京都市への編入問題について調査を開始
9月6日	京北町議会9月議会で、特別委員会から調査結果を報告 →町の存続が望ましいが、合併不可避なら大規模な自治体との合併が有利
10月29日	京都市へ合併を申し入れることを表明 ・知事あてに、京都市への市町村合併協議を始める旨の申し出 ・北桑田・船井地域分科会会長あてに、分科会への休会と副会長辞任及び今後の合併協議会への不参加の申し出
11月7日	京北町が京都市長及び京都市会議長に編入合併の要望書を提出 →京都市長は「編入合併の申し入れが京北町住民の総意と厳粛に受け止め、今後議会とも十分に相談しながら対応を検討する」とコメントした他、京都市議会も前向きな反応 →11月21日に開催された京都市議会では、榊本市長が京北町の編入合併に向けた研究会を来年1月にも立ち上げる方針を表明
平成15年 1月29日	第1回京都市・京北町合併問題研究会 ・京都市と京北町で研究会を設置
2月21日	第1回合併問題研究会幹事会 ・研究会報告書の内容及び今後のスケジュールについて協議
3月19日	第2回合併問題研究会 ・京北町内を視察
3月26日	第2回合併問題研究会幹事会 ・行政組織、制度・事業の比較及び一部事務組合の取扱い等について協議
4月25日	第3回合併問題研究会幹事会 ・研究会報告書の内容について協議
5月23日	第4回合併問題研究会幹事会 ・研究会報告書（最終案）について協議
6月12日	第3回合併問題研究会（最終回） ・研究報告書を取りまとめ →合併を前提に協議を進めることが適当との結論を得たほか、京都市は京北町において府が実施している事務の引継ぎへの支援を要望
6月23日	京都市・京北町合併問題研究会調査結果報告書を公表
6月30日 ～7月7日	京北町内6箇所で「京都市・京北町合併問題研究会 調査結果住民報告会」を開催
7月8日	京都市に「京都市合併推進本部」、京北町に「京北町合併推進本部」を設置
9月18日	京北町議会において合併協議会設置議案を可決
10月3日	京都市会において合併協議会設置議案を可決

10月28日	京都市・京北町合併協議会を設置	
11月12日	第1回合併協議会	・ 合併の方式を京都市への編入合併とすることについて確認
12月24日	第2回合併協議会	・ 編入する行政区を右京区とすること等について確認
平成16年 3月16日	京都市、京北町が京都府知事に合併重点支援地域の指定を要請	
4月28日	第3回合併協議会	・ 一般職の職員の身分の取扱い等について確認
6月17日	第4回合併協議会	・ 町名等の取扱い等について確認 ・ 使用料・手数料の取扱いについて確認 →京都市の制度に統一され、激変緩和措置はなし →一部事務組合からの脱退に係る清算金は約14億円
7月2日	合併重点支援地域に指定	
7月21日	第5回合併協議会	・ 行政組織の取扱いについて確認 →京北地域に右京区役所京北出張所を設置し、窓口業務の他に、農林、土木、上下水道、消防に関する事務を行うための体制を整備 ・ 国民健康保険事業の取扱い等について確認 →5年間の経過措置を設定
8月9日	第6回合併協議会	・ 合併の期日を「平成17年4月1日」とすること、議員の定数及び任期の取扱い等について確認し、全協定項目の協議を終了 →在任特例・定数特例は採用せず
8月26日	合併協定書締結式を開催	
9月21日	京北町議会において廃置分合申請議案を可決	
10月8日	京都市会において廃置分合申請議案を可決	
11月12日	京都市、京北町が京都府に廃置分合申請書を提出	
12月17日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
12月20日	京都府知事が廃置分合を決定	
平成17年 1月17日	総務大臣が廃置分合を告示	
4月1日	京北町が京都市に編入	

(4) 南部地域

①京都南部地域行政改革推進会議

構成市町村：宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、井手町、久御山町、宇治田原町、加茂町、山城町、木津町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

平成13年 8月9日	◎第1回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・座長の選任 ・会議設置要綱の承認
11月5日	◎第2回推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会設置の決定 ・「これからの市町村のあり方を考えるシンポジウム」開催を確認

②乙訓地域

京都南部地域行政改革推進会議 乙訓地域分科会

(構成市町村：向日市、長岡京市、大山崎町)

平成14年 1月28日	第1回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の設置、今後の運営について
6月25日	第2回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・乙訓二市一町の財務状況について ・乙訓合併の歴史について
平成15年 3月26日	第3回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の運営について
5月12日	第4回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況について ・住民への情報提供について ・府内における市町村合併の検討状況について (平成15年4月1日現在) ・今後の取組について
9月26日	第5回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況について ・府内における市町村合併の検討状況について (平成15年9月1日現在) ・今後の取組について ・住民への情報提供について ・研修会の開催について ・その他(住民アンケート等)について
11月25日	<p>「地方自治のあり方」研修会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演 テーマ：「まちづくりと市町村合併を考える」 講師：川尾正嗣(総務省自治大学校研究部長) 	
12月24日	第6回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組について ・住民への情報提供(特集号掲載記事)について ・平成16年度の体制等について
平成16年 2月5日	第7回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況について ・住民への情報提供(特集号掲載記事)について
6月29日	第8回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特集号に伴う住民意見について ・府内の合併取組状況について ・合併関係三法について ・乙訓地域分科会設置要領の改正について ・乙訓地域分科会幹事会設置要領の改正について ・平成16年度予算・事業計画について ・シンポジウムの開催について ・住民への情報提供について

10月4日	第9回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特集号に伴う住民意見について ・シンポジウムの開催について
12月22日	第10回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催について ・平成17年度事業計画（案）・予算（案）について
平成17年 2月11日	「乙訓地域のあり方を考える」シンポジウム開催 ・基調講演 テーマ：「これからのまちづくりと市町村合併」 講 師：新川達郎（同志社大学大学院教授）	
5月9日	第11回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催結果について ・平成16年度事業報告・決算について ・乙訓地域分科会幹事会設置要領の改正について ・平成17年度事業計画（案）・予算（案）について
11月24日	第12回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事会先進地視察研修結果について ・市町村の合併の特例等に関する法律について ・任意合併協議会設立に向けての調査研究報告書について ・平成18年度予算（案）・体制（案）について ・住民広報について
平成18年 3月27日	第13回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・乙訓地域分科会設置及び幹事会設置要領の一部改正について ・乙訓地域分科会事務局設置要領の制定について ・乙訓地域分科会事務局職員の勤務条件簿に関する覚書について ・事務局開所式について
4月1日	専任の事務局を設置	
5月8日	第14回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度事業報告書・決算について ・平成18年度事業計画（案）・予算（案）について
12月21日	第15回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業現況調査について ・広報紙について ・ホームページについて ・平成19年度事業計画・予算について
平成19年 3月28日	第16回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業現況調査について ・広報紙について ・平成18年度補正予算について
5月14日	第17回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度事業報告・決算について ・平成19年度事業計画（案）・予算（案）について ・「乙訓地域分科会だより」について
10月5日	第18回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・乙訓地域分科会だより第1号に係る住民からの意見について ・乙訓地域分科会だより第2号の発行について ・住民アンケート調査の実施について
12月20日	第19回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・乙訓地域分科会だより第2号に係る住民からの意見及び住民アンケート調査の中間報告について ・平成19年度補正予算（案）について ・平成20年度事業計画（案）・予算（案）について
平成20年 2月6日	乙訓自治研究会 （地域分科会に各市町 議会議長を加えたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート結果について →合併すべき28.7%、どちらとも言えない40.1%、合併すべきでない22.8%と合併すべき理由や得失等の情報不足が窺える状況

5月2日	第20回地域分科会	・平成19年度事業報告・決算について ・平成20年度事業計画(案)・予算(案)について
8月1日	第21回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第4号について
12月24日	第22回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第4号に係る住民からの意見について ・平成21年度事業について
平成21年 3月25日	第23回地域分科会	・乙訓地域分科会の平成21年度取組体制について ・乙訓地域分科会だより第5号について
5月12日	第24回地域分科会	・平成20年度事業報告・決算について ・平成21年度事業計画(案)・予算(案)について
10月15日	研修会開催 ・講演 テーマ:「地方分権改革の現状と広域行政のあり方について」 講師:辻村徳夫(京都府総務部自治振興課参事)	
11月26日	第25回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第6号について
平成22年 3月26日	第26回地域分科会	・平成22年度事業計画(案)・予算(案)について ・乙訓地域分科会だより第6号の配布等について
5月6日	第27回地域分科会	・平成21年度事業報告・決算について ・平成22年度乙訓地域分科会補正予算(案)について
10月5日	第28回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第7号(案)について ・地域主権戦略大綱について
10月22日	研修会開催 ・講演 テーマ:「地域力創造施策について」 講師:早川卓也(総務省地域力創造グループ地域政策課)	
11月24日	第29回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第7号(案)について
平成23年 3月25日	第30回地域分科会	・平成23年度事業計画(案)・予算(案)について ・乙訓地域分科会だより第7号の配布結果等について
5月12日	第31回地域分科会	・平成22年度事業報告・決算について ・平成23年度乙訓地域分科会補正予算(案)について
10月14日	研修会開催 ・講演 テーマ:「持続可能な地域発展を考える」 講師:川勝健志(京都府立大学公共政策学部准教授)	
11月2日	第32回地域分科会	・乙訓地域分科会だより第8号(案)について
平成24年 3月26日	第33回地域分科会	・平成24年度事業計画(案)・予算(案)について

③宇城久・綴喜地域

ア 京都南部地域行政改革推進会議 宇城久・綴喜地域合同分科会

(構成市町村:宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、井手町、久御山町、宇治田原町)

平成14年 1月18日	第1回分科会	・設置要綱、合併パターン等の検討を行うことを確認
2月2日	「これからの市町村のあり方を考えるシンポジウム」を宇治市において開催	
3月27日	第1回幹事会	・幹事会報告書の作成について検討

7月23日	第2回幹事会	・幹事会報告書の作成について検討
8月13日	第3回幹事会	・幹事会報告書の作成について検討
8月24日	「これからの市町村のあり方を考えるシンポジウム」を京田辺市において開催	
8月29日	第2回分科会	
9月9日	分科会座長である宇治市長から、宇城久・綴喜7市町合併検討のための協議組織結成を呼びかけ	
9月20日	第4回幹事会	・「協議組織」の規約、事業計画等を検討
10月3日	第5回幹事会	・「協議組織」の概要及び設立総会について検討

イ 宇城久・綴喜地域合併・将来構想策定協議会

(構成市町村：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、井手町、久御山町、宇治田原町)

平成14年 10月10日	第1回協議会	
10月25日～	住民意識調査実施	
11月29日	第2回協議会	・住民アンケート調査の結果を中間報告 ・宇城久・綴喜地域合併・将来構想案及び住民向け広報紙について協議
12月24日	第3回協議会	・住民アンケート調査の結果を報告 ・宇城久・綴喜地域合併・将来構想案及び住民向け広報紙について協議・承認
平成15年 1月30日	第4回協議会	・法定協議会の設置について協議が行われたが合意に至らず、同日をもって同協議会を解散

ウ 宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会

平成17年 12月19日	宇治市・城陽市・井手町・宇治田原町の首長が意見交換（第1回） ・2市2町による合併に向けた協議を進める ・平成18年4月の任意合併協議会設置を目指す	
平成18年 1月28日	宇治市・城陽市・井手町・宇治田原町の首長が意見交換（第2回） ・住民意向調査を実施することを合意	
7月10日	第1回協議会	・各種規程等について確認
9月7日	第2回協議会	・新都市建設基本構想案の構成について協議 ・住民意向調査を実施することを確認
平成19年 1月28日	第3回協議会	・新都市建設基本構想案について協議
3月20日	第4回協議会	・新都市建設基本構想案について協議
5月31日	第5回協議会	・新都市建設基本構想案について確認
8月27日	第6回協議会	・住民意向調査の実施について合意に至らず、任意協議会の解散を決定（残務処理のため解散日は会長に一任）
11月30日	宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会を解散	

④相楽地域

ア 京都南部地域行政改革推進会議 相楽地域分科会

(構成市町村：加茂町、山城町、木津町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

平成13年 11月19日	第1回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・相楽郡7町村の合併について議論することを確認 ・シンポジウムの開催を検討
平成14年 5月27日	第2回地域分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会報告書の検討

イ 相楽郡任意合併協議会

(構成市町村：加茂町、山城町、木津町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

平成14年 6月1日	郡町村長と議長との合同会議において、任意合併協議会設立の協議、確認	
7月3日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会設立 ・役員を選出
8月19日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の運営方針を検討 ・住民説明用パンフレット作成の検討
8月31日	「これからの市町村のあり方を考えるシンポジウム」を精華町において開催	
10月1日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明用パンフレットの報告 ・住民意識調査の協議
10月18日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の枠組みの検討
11月18日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査の中間発表 ・法定合併協議会について検討
12月3日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意識調査の報告 ・各町村議会に法定協議会の設置議案を提案、議決を得ることを確認
12月24日	木津町議会において法定合併協議会設置議案を否決 (他の6町村議会は同議案を可決)	
平成15年 1月25日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・任意合併協議会の解散を決定
2月14日	相楽郡任意合併協議会を解散	

ウ 木津町・加茂町・山城町合併協議会

平成15年 9月30日	山城町長が木津町長へ合併を申し入れ ・木津町長は編入合併を前提とし、申入書を返却	
平成16年 3月5日	・笠置町・和束町が市町村行財政改革支援委員会の助言を要請	
3月30日	・南山城村が市町村行財政改革支援委員会の助言を要請	
6月1日	・市町村行財政改革支援委員会が、「笠置町・和束町・南山城村に対する助言及び相楽郡の今後のあり方に対する提言」を提示	
7月2日	相楽郡町村会を開催 ・合併特例法期限内の7町村合併は困難との認識で一致 ・市町村行財政改革支援委員会の助言を踏まえ、相楽郡町村会に「相楽郡の今後のあり方検討会」の設置を合意	
10月25日	相楽郡町村会を開催 ・木津町長が、木津町・加茂町・山城町の3町で合併協議を進める意向を表明	
11月9日 22日	木津町・山城町・加茂町の3町長が意見交換	
平成17年 1月5日	相楽地域合併問題協議会を開催 ・木津町、加茂町、山城町の3町長は、3町の合併について早期に協議を開始すること、現行合併特例法の期限には間に合わないが、出来るだけ早い成果を目指すこと、3町合併を第一段階として、より大きな合併を目指すことについて確認 ・相楽郡の各町村長は、木津・加茂・山城3町長の合意を尊重するとともに、相楽郡内の広域行政については従来どおりとし、地域課題の解決に力を合わせるについて確認	
1月7日	木津町・山城町・加茂町の3町長が意見交換 ・3町合併協議の代表者は木津町長とすることを確認 ・法定協議会の設置議案を各町3月議会に提案することを確認 ・法定協議会の設置準備のための事務局を1月中に設置することを確認	
2月4日	木津町・加茂町・山城町合併協議会設立準備会を設置	
3月4日	木津町、山城町各町議会において法定協議会設置議案を可決	
3月24日	加茂町議会において法定協議会設置議案を可決	
4月1日	木津町・加茂町・山城町合併協議会を設置	
5月19日	第1回合併協議会	・合併の方式を新設合併とすることについて確認
7月13日	第2回合併協議会	・議会議員の定数及び任期、地域審議会、一般職の身分など提案された8項目全てが継続審議
9月14日	第3回合併協議会	・新市の名称は一般公募により選定することとした他、財産の取扱い等についても確認
11月9日	第4回合併協議会	・高齢者福祉事業等について確認 →老人福祉手当は、木津町の例によることとされ、給付のない山城町はサービス拡充となるものの、財政面を不安視する意見も有 ・新市の事務所の位置を木津町役場とする案が提案

平成18年 1月11日	第5回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津町役場を中心とした本庁方式とし、加茂町役場、山城町役場に地域活動を支援する機能を持たせた支所を置くこと等について確認 → 庁舎の呼称も併せて提案されたが、「新市の名称が定まらないのに時期尚早」等の意見が出され、呼称は合併時に決定するとの修正案により確認 ・ 保育事業について確認 → 保育料は木津町の例により合併時に調整 ・ 議員の定数及び任期の取扱いについて確認 → 在任特例・定数特例は適用せず、全市域で1選挙区とすることを確認
2月9日	第6回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱いについて確認 → 3町で税率の異なる都市計画税は木津町の例に統一（不均一課税措置はなし） ・ 国民健康保険事業の取扱いについて確認 → 保険税額に差異があり、合併翌々年度に一元化 ・ 上下水道事業の取扱いについて確認 → 料金に差異があり、現行のとおり存続した上で、できる限り早い時期に審議会を設置して料金を統合
3月8日	第7回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日を平成19年3月12日とすること等を確認 ・ この他、議会議員の定数を26名（法定上限30名）とすることや一般職の身分取扱い等についても確認
4月12日	第8回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の名称を「木津川市」とすること等を確認し、合併協定項目全項目の協議を終了 → 公募により5候補（「木津川」、「京山城」、「恭仁京」、「南京都」、「山城」）が選定され、各委員から「木津川市」、「山城市」、「恭仁京市」を推薦する意見があり、全会一致による決定が困難との判断から、投票により「木津川市」に決定 ・ 地域審議会等の取扱いについて → 加茂町及び山城町の区域毎に合併の日から5年間、10名以内の委員で構成される地域審議会を設置することを確認
4月30日	加茂町において3町合併の是非を問う住民アンケートを実施（回収率が50%未満のため未開票（回収率48.91%））	
5月20日	合併協定書調印式を開催	
5月25日	3町の各議会において廃置分合申請議案を可決	
6月2日	3町長が京都府知事に廃置分合申請書を提出	
7月14日	京都府議会において廃置分合議案を可決	
7月18日	京都府知事が廃置分合を決定	
8月7日	総務大臣が廃置分合を告示	
平成19年 3月12日	木津川市を設置	

4 合併市町の概要

4-1. 京丹後市

(1) 概要

名称	京丹後市																																		
経過・主な議論	公募された名称のうち「北都市」、「丹後市」、「京丹後市」が投票にかけられ、「京丹後市」を選定。その後、「京丹後市」と「京たんご市」の表記を決める投票が再々投票まで行われて、「京丹後市」に決定した。																																		
構成市町村	中郡峰山町、中郡大宮町、竹野郡網野町、竹野郡丹後町、竹野郡弥栄町、熊野郡久美浜町																																		
合併期日・方式	平成16年4月1日・新設合併																																		
経過・主な議論	【合併期日】 各町の議決、住民サービスの準備・引継、3万市特例の適用を考慮して平成16年3月1日とすることで確認したが、3万市特例が1年延長されたことに伴い、期日を平成16年4月1日に変更した。																																		
事務所の位置	合併前の峰山町役場(合併前の役場には支所として「市民局」を設置)																																		
経過・主な議論	国・府の出先機関や各町からの平均距離を勘案して峰山町役場が提案された。提案に対し、支所の役割の明確化や海岸3町での支所機能の充実を求める声が委員から寄せられた一方、早急に住民に合併の方向性を提示すべきとの意見も多く寄せられ、峰山町役場に決定した。 (その後の協議により、支所機能の充実を図るために市民局を設置)																																		
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧町名</th> <th>国調人口(人) (H12)</th> <th>面積(km²) (H15国土地理院)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>峰山町</td> <td>13,564</td> <td>67.45</td> <td>201.10</td> </tr> <tr> <td>大宮町</td> <td>10,805</td> <td>68.93</td> <td>156.75</td> </tr> <tr> <td>網野町</td> <td>16,056</td> <td>75.07</td> <td>213.88</td> </tr> <tr> <td>丹後町</td> <td>7,164</td> <td>64.96</td> <td>110.28</td> </tr> <tr> <td>弥栄町</td> <td>6,132</td> <td>80.38</td> <td>76.29</td> </tr> <tr> <td>久美浜町</td> <td>11,857</td> <td>145.04</td> <td>81.75</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,578</td> <td>501.83</td> <td>130.68</td> </tr> </tbody> </table>			旧町名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)	峰山町	13,564	67.45	201.10	大宮町	10,805	68.93	156.75	網野町	16,056	75.07	213.88	丹後町	7,164	64.96	110.28	弥栄町	6,132	80.38	76.29	久美浜町	11,857	145.04	81.75	合計	65,578	501.83	130.68
旧町名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)																																
峰山町	13,564	67.45	201.10																																
大宮町	10,805	68.93	156.75																																
網野町	16,056	75.07	213.88																																
丹後町	7,164	64.96	110.28																																
弥栄町	6,132	80.38	76.29																																
久美浜町	11,857	145.04	81.75																																
合計	65,578	501.83	130.68																																
全職員数(平成16年4月1日)	普通会計858人、その他会計406人																																		
議員定数(合併時点)	30人																																		

(2) 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	<p>市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各町の定数</td> <td> 峰山町 18人 大宮町 18人 網野町 18人 丹後町 16人 弥栄町 16人 久美浜町 18人 </td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各町の定数	峰山町 18人 大宮町 18人 網野町 18人 丹後町 16人 弥栄町 16人 久美浜町 18人	特例中の定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用						
合併前の各町の定数	峰山町 18人 大宮町 18人 網野町 18人 丹後町 16人 弥栄町 16人 久美浜町 18人						
特例中の定数	—						
経過・主な議論	<p>大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の各議会では、特例法は適用しないとする意見が大勢であったのに対して、網野町は在任特例の短期適用、峰山町は両者ほぼ半数の状況であり、「急に定数が減れば議会運営が混乱する」、「旧町単位での選挙区割が必要」との意見も寄せられたが、旧町意識の排除や住民アンケートの結果(合併に期待する効果として「人件費等の経費削減」がトップ)を尊重して、定数特例・在任特例は適用しないこととされた。</p>						

農業委員会の取扱い	新市に一つの農業委員会を置き、6町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用する。合併後3ヶ月間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任し、定数は30人とする。
地方税の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産税の納税義務者、税率、課税標準及び免税点等の6町間で差異のないものは現行のとおりとし、差異のある納期は網野町の例により統一 ■ 個人市町村民税の納税義務者、所得割税率及び課税標準は現行のとおりとし、均等割税率は地方税法における市の規定額どおり2,500円、納期は網野町の例により統一 ■ 法人市町村民税の納税義務者及び納期は現行のとおりとし、均等割税率は峰山町と久美浜町の例による制限税率に、法人税割税率は峰山町の例による制限税率13.5%に設定 ■ 都市計画税の税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて改めて税率を設定
経過・主な議論	「法人市町村民税は、なぜ近隣の市が採用する14.7%としないのか」、「現行より下がるのはどうか」との意見が寄せられたが、地域の経済状況等を考慮して峰山町の例によることとされた。
使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口事務手数料を網野町、大宮町、久美浜町の額に統一
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 税率は制度改正、保険給付の動向を見極め統一 ■ 丹後町の医療分は、激変緩和措置として、平成19年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを実施（賦課方式及び課税限度額は現行のとおり） <p>【介護保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 合併時に事業計画を策定し、保険料を統一のうえ新市に移行（平成14年度までは各町に差異が見られたが、平成15～17年度は広域的なサービス提供の観点から差異を解消済）
経過・主な議論	「合併して国保税が高くなったと言われたいないようにしてほしい」との意見があったが、最も低い丹後町の税率とした場合、3年程度で基金が枯渇して運営に支障を来すこととなるため、丹後町に激変緩和措置を設けた。
上下水道事業	<p>【水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道料金は統一料金を設けて合併時に統一 <p>【簡易水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 簡易水道料金も統一料金を設けて合併時に統一されたものの、急激な値上がりとなる弥栄町の大半と大宮町の一部地域については、平成18年度までの激変緩和措置を設定 <p>【下水道・集落排水処理事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 峰山・大宮公共下水道組合の料金表に基づき、合併時に統一 ■ 弥栄町は、平成18年度までの激変緩和措置を設定
経過・主な議論	弥栄町の委員から「負担が大きすぎる」、「激変緩和措置を3年ではなく5年に拡大してほしい」との意見が寄せられたが、国民健康保険税における激変緩和措置が3年であることも踏まえ、上記のとおりとなった。
町名・字名の取扱い	現町名を6町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承。ただし、表記としては「字」を使用しない。
地域審議会等の設置	なし（条例により旧町単位に地域振興協議会を設置）
その他（病院事業の取扱い）	新市発足後に誰が赤字を処理するのか等の意見が寄せられたが、独立行政法人制度への移行も含めて検討することとして、新市に引き継がれることとなった。

4-2. 京都市

(1) 概要

名称	京都市																		
構成市町村	京都市、北桑田郡京北町																		
合併期日・方式	平成17年4月1日・京都市への編入合併（右京区への編入）																		
経過・主な議論	<p>【合併期日】 旧合併特例法の期限である平成17年3月末を目標としていたが、旧合併特例法の一部改正により期日が延長されたため、住民生活への影響が少なく、事務引継や電算システムの統合が円滑に行えることから平成17年4月1日とした。</p> <p>【右京区への編入】 京北町と接する北区、左京区、右京区への編入が検討され、「衆議院小選挙区の区割りが同じであり、国道162号線でのつながりがある右京区にすべき」、「京北町民に右京区への編入を希望する声が多い」等の議論が行われた結果、右京区への編入となった。</p>																		
事務所の位置	京都市役所（合併前の京北町の区域内には出張所を設置）																		
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口（人） (H12)</th> <th>面積（km²） (H15国土地理院)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td> <td>1,467,785</td> <td>610.22</td> <td>2405.34</td> </tr> <tr> <td>京北町</td> <td>6,686</td> <td>217.68</td> <td>30.71</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>1,474,471</td> <td>827.90</td> <td>1780.98</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口（人） (H12)	面積（km ² ） (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)	京都市	1,467,785	610.22	2405.34	京北町	6,686	217.68	30.71	京都市	1,474,471	827.90	1780.98
市町村名	国調人口（人） (H12)	面積（km ² ） (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)																
京都市	1,467,785	610.22	2405.34																
京北町	6,686	217.68	30.71																
京都市	1,474,471	827.90	1780.98																
全職員数（平成17年4月1日）	普通会計12,469人、その他警戒4,323人																		
議員定数（合併時点）	69人																		

2-2. 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	<p>条例定数は69名（市町村の合併の特例に関する法律上の在任・定数特例は適用せず）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各市町の定数</td> <td>京都市 69人 京北町 16人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各市町の定数	京都市 69人 京北町 16人	特例中の定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用						
合併前の各市町の定数	京都市 69人 京北町 16人						
特例中の定数	—						
経過・主な議論	<p>「京北町域の意見を述べる代表がいなくなる」、「住民の声や地域の実情が届きにくくなるため定数特例を検討して欲しい」との意見により、継続して協議が行われたが、京北町議会において定数特例を適用するよりも右京区の一員として参画する方がメリットが大きく、早く馴染めるのではないかとの意見が大勢を占めたことから、特例措置を適用しないこととなった。（定数特例を適用しない場合の京北町民の意見集約方法については、京北出張所に住民の相談や意見を区役所に的確に伝える機能を持たせることとされた。）</p>						
農業委員会の取扱い	<p>京北町の農業委員会については、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在の京都市農業委員の任期の間は、引き続き京北町域を所管する農業委員会として存続し、現在の京都市農業委員の任期満了時に農業委員会を統合する。</p>						
地方税の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京都市の制度に統一 ■ 事業所税は、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り、不均一課税等の経過措置を設定（平成17・18年度は課税を免除、平成19・20年度は税率を3分の1に、平成21・22年度は税率を3分の2に軽減） 						
経過・主な議論	<p>固定資産税の税率が0.2%下がり、都市計画税の税率が0.3%上がることから、負担増になるのではないかとの意見が寄せられたが、試算では1戸当たり平均で約1万円の減額となること、京北町区域が市街化区域に設定されていないことを事務局が説明し、上記のとおりとなった。</p>						

使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京都市の制度に統一
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京都市に統一するものの、平成22年度までの激変緩和措置を設定 <p>【介護保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京都市に統一するものの、平成17年度末の保険料見直しの時期までは経過措置として現行の保険料を適用
経過・主な議論	<p>国民健康保険料では約千世帯が負担増となるものの、協議会に先立ち実施された住民説明会では質問等はなく、一定の住民理解を得たとの事務局説明により上記のとおり確認された。</p>
上下水道事業	<p>【簡易水道事業（京北町は簡易水道事業のみ）の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 合併時には京都市地域水道事業と京北町水道事業を併存し、京都市の地域水道事業が完了する平成20年度以降に統合、統一料金の設定を目指すことを確認 <p>【下水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京都市に事業を引き継ぎ、当面の間、現行の料金体系を維持
経過・主な議論	<p>簡易水道事業は京北町の方が対象人口が多く、京都市の制度に統一した場合、加入者負担金や基本料金の増額が見込まれたが、京都市の簡易水道事業が整備途上であり、事業統合が困難であるため、将来の検討事項として残された。</p>
町名・字名の取扱い	<p>大字、小字の区域は従前のとおりとし、大字の前に「京北」を付し、大字・小字の字句を削除した町名に変更した。</p>
地域審議会等の設置	なし
その他特記事項（合併の経緯）	<p>平成14年10月1日、京都中部地域行政改革推進会議（北桑田・船井地域分科会）において、任意協議会の設置を検討し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 8町（京北町、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町）で構成、議会代表を加えて11月中旬に設置、各町長は10月中旬に各町議会の了解を取り付ける 2. 任意協議会は合併の是非を含めて議論する場とし、協議会からの脱会も認める <p>との合意がなされていたが、10月29日、京北町長が京都市への合併の申し入れを行った。</p> <p>京北町長は併せて、府知事に対して京都市への市町村合併協議を始める旨の申し出と、北桑田・船井地域分科会会長に対して、分科会への休会、分科会副会長の辞任、今後の合併協議会への不参加を申し出た。</p> <p>このような状況の中、7町は京北町の意向を「やむを得ない」として受入ながらも、北桑・船井8町の一部事務組合によるゴミ処理や屎尿処理に触れ、京都市と合併した場合でも桂川水系の最上流地域である京北町内にゴミ処理場や屎尿処理施設を設置することのないよう京都市との合併協議を進めるように要望を行った。</p> <p>11月7日、京北町が京都市長及び京都市会議長に編入合併の要望書を提出、京都市長は「編入合併の申し入れが京北町住民の総意と厳粛に受け止め、今後、議会とも十分に相談しながら対応を検討する」とコメントした他、京都市議会も前向きな反応を示した。</p> <p>11月21日に開催された京都市議会では、榊本市長が京北町の編入合併に向けた研究会を来年1月にも立ち上げる方針を表明し、平成15年1月29日に第1回京都市・京北町合併問題研究会が立ち上げられた。</p>

4-3. 京丹波町

(1) 概要

名称	京丹波町																						
経過・主な議論	公募により選考された6点の名称候補（「京丹波町」、「新丹波町」、「丹波町」、「丹波高原町」、「丹波三里町」、「船井町」）から投票により、1回目の投票で「京丹波町」、「丹波町」に絞り込まれ、2回目の投票で「京丹波町」に決定した。																						
構成市町村	船井郡丹波町、船井郡瑞穂町、船井郡和知町																						
合併期日・方式	平成17年10月11日・新設合併																						
経過・主な議論	合併期日の前日が祝日、その前日が土曜日・日曜日の3連続閉庁日であり、新町事務への円滑な移行期間が確保できるため、平成17年10月11日に決定した。																						
事務所の位置	合併前の丹波町役場（合併前の瑞穂町役場、和知町役場に支所を設置）																						
経過・主な議論	人口や交通アクセス面で丹波町を指示する意見が中心であったが、議論の決め手を欠く中、委員から投票が提案され、最高得票数を集めた丹波町に本庁舎を置くこととなった。																						
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口（人） （H12）</th> <th>面積（km²） （H15国土地理院）</th> <th>人口密度 （人/km²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波町</td> <td>8,690</td> <td>74.09</td> <td>117.29</td> </tr> <tr> <td>瑞穂町</td> <td>5,235</td> <td>109.73</td> <td>47.71</td> </tr> <tr> <td>和知町</td> <td>4,004</td> <td>119.25</td> <td>33.58</td> </tr> <tr> <td>京丹波町</td> <td>17,929</td> <td>303.07</td> <td>59.16</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口（人） （H12）	面積（km ² ） （H15国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）	丹波町	8,690	74.09	117.29	瑞穂町	5,235	109.73	47.71	和知町	4,004	119.25	33.58	京丹波町	17,929	303.07	59.16
市町村名	国調人口（人） （H12）	面積（km ² ） （H15国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）																				
丹波町	8,690	74.09	117.29																				
瑞穂町	5,235	109.73	47.71																				
和知町	4,004	119.25	33.58																				
京丹波町	17,929	303.07	59.16																				
全職員数（平成18年4月1日）	普通会計238人、その他会計94人																						
議員定数（合併時点）	18人																						

3-2. 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	<p>市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を18人とし、町の設置の日から50日以内に1選挙区で選挙を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各町の定数</td> <td>丹波町 16人 瑞穂町 16人 和知町 14人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特例期間後の条例定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各町の定数	丹波町 16人 瑞穂町 16人 和知町 14人	特例中の定数	—	特例期間後の条例定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用								
合併前の各町の定数	丹波町 16人 瑞穂町 16人 和知町 14人								
特例中の定数	—								
特例期間後の条例定数	—								
経過・主な議論	付託された小委員会では、「まちづくりは長期的視野で取り組むべきものであり、2年程度の在任特例は意味がない」、「旧町意識を残すような選挙区は必要ない」、「行政のスリム化・住民感情を考慮すべき」等の意見が出され、在任・定数特例は適用しないこととなった。								

農業委員会の取扱い	<p>新町に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後4カ月間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として全員在任する。</p> <p>また、新町での初めての一般選挙は、定員を24人とし、3選挙区を設け、旧町ごとに1選挙区とする。選挙区の定員は、丹波町を10人、瑞穂町を8人、和知町を6人とする。</p>
地方税の取り扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3町で差異のない税制は、現行のとおり新町に継承 ■ 3町で差異のある税制は、次のとおり決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の税率は、丹波町及び和知町の例により1.5%に設定。ただし、瑞穂町は、1年6ヶ月の間、不均一課税を適用し、合併年度は1.4%、合併の翌年度は1.45%に設定 ・ 法人町民税の税率は、14.7%とし、合併時から適用 ・ 軽自動車税の税率は、丹波町及び瑞穂町の例により合併の翌年度から統一
経過・主な議論	<p>「和知町の固定資産税は、組長→区長が地区内を取りまとめて納付しており、自動振込の他2町と同じように12月25日とすると組長、区長の納金業務に支障を来すのではないか」との意見が寄せられ、調整方針に基づき今後対応策を検討することが確認された。</p>
使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 納税証明手数料等は、瑞穂町の例を基本に合併時に統一
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険税（料）は、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から丹波町を基準とした税方式（他2町は料方式）を採用し、合併の翌年度の税率が、1人当たりの保険税額が約56千円～57千円となるように統一 <p>【介護保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1号被保険者保険料は、平成18年度～20年度に限り現在の町単位の保険料設定とし、平成21年度の改訂基準年度から統一
経過・主な議論	<p>町によっては保険税の引き上げとなるが、合併に伴う引き上げではないことを十分に説明すべきとの意見が寄せられた他、介護保険事業では財政安定化基金借入額の差異が大きいため、借入金の精算に取り組み、平成21年度の改訂基準年度から統一されることとなった。</p>
上下水道事業	<p>【水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道使用料、水道加入分担金、水道関係手数料及び水道メーター検針は現行のとおり新町に継承し、新町において調整 <p>【下水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道使用料は、現行のとおり新町に継承し、従量制への移行も含め、合併の翌年度から3カ年を目処に統一に向け調整
経過・主な議論	<p>「下水道使用料の定額制は問題があり、従量制へ移行することを明記すべき」との意見が寄せられたが、利用者の幅広い意見を踏まえる必要があることから将来の検討事項とされた。</p>
町名・字名の取扱い	<p>字名は現行のとおり継承。ただし、「大字」及び「字」並びに「小字」は表記しない。</p>
地域審議会等の設置	<p>なし</p>
経過・主な議論	<p>対等合併であること、区長会等による行政との調整手法が確立されていること、支所において住民相談を行うことから設置しないこととされた。</p>

4-4. 福知山市

(1) 概要

名称	福知山市																										
構成市町村	福知山市、天田郡三和町、天田郡夜久野町、加佐郡大江町																										
合併期日・方式	平成18年1月1日・福知山市への編入合併																										
経過・主な議論	<p>【合併期日】 福知山市長選や台風23号災、大江町長選等の想定外の出来事の連続により、期日を当初想定していた平成17年3月から延長することとなった。</p> <p>【合併方式】 「福知山市を中心に北近畿の中心都市『北近畿の都』として発展させるために編入合併を理解していただき、スクラムを組んで対等の立場でまちづくりを進めたい」との中村福知山市長の呼びかけや合併期限が迫る中、「編入合併もやむを得ない」との意見により編入合併となった。</p>																										
事務所の位置	福知山市役所（合併前の三和町、夜久野町、大江町の位置に支所を設置）																										
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口（人） （H12）</th> <th>面積（km²） （H15国土地理院）</th> <th>人口密度 （人/km²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福知山市</td> <td>68,098</td> <td>264.24</td> <td>257.71</td> </tr> <tr> <td>三和町</td> <td>4,448</td> <td>90.53</td> <td>49.13</td> </tr> <tr> <td>夜久野町</td> <td>4,869</td> <td>100.99</td> <td>48.21</td> </tr> <tr> <td>大江町</td> <td>5,705</td> <td>96.81</td> <td>58.93</td> </tr> <tr> <td>福知山市</td> <td>83,120</td> <td>552.57</td> <td>150.42</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口（人） （H12）	面積（km ² ） （H15国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）	福知山市	68,098	264.24	257.71	三和町	4,448	90.53	49.13	夜久野町	4,869	100.99	48.21	大江町	5,705	96.81	58.93	福知山市	83,120	552.57	150.42
市町村名	国調人口（人） （H12）	面積（km ² ） （H15国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）																								
福知山市	68,098	264.24	257.71																								
三和町	4,448	90.53	49.13																								
夜久野町	4,869	100.99	48.21																								
大江町	5,705	96.81	58.93																								
福知山市	83,120	552.57	150.42																								
全職員数（平成18年4月1日）	普通会計787人、その他会計506人																										
議員定数（合併時点）	32人																										

(2) 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	<p>福知山市議会議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間について、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定（定数特例）を適用し、合併前の三和町、夜久野町及び大江町のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、当該選挙区において選挙すべき議員の定数をそれぞれ2人とし、合併後の福知山市議会の議員の定数を32人とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数特例適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各市町の定数</td> <td>福知山市 26人 三和町 14人 夜久野町 14人 大江町 14人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>32人</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数特例適用	合併前の各市町の定数	福知山市 26人 三和町 14人 夜久野町 14人 大江町 14人	特例中の定数	32人
議員定数	定数特例適用						
合併前の各市町の定数	福知山市 26人 三和町 14人 夜久野町 14人 大江町 14人						
特例中の定数	32人						
経過・主な議論	<p>定数特例により32名（福知山市26名、3町各2名）を主張する福知山市議会側と在任特例により68名を主張する3町議会側が対立したが、在任特例に対して住民から極めて厳しい意見が相次いだこともあり、定数特例により定数32名、合併直後の選挙で各町2名を定員とする増員選挙を実施することとなった。</p>						

農業委員会の取扱い	三和町、夜久野町及び大江町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、現在の福知山市の農業委員の任期の間、引き続き福知山市の選挙による委員として在任する。 なお、農業委員会の選挙区については、福知山市に5選挙区、三和町、夜久野町及び大江町にそれぞれ1選挙区を設置する。
地方税の取扱い	【主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産税の税率は1.5%に設定 ■ 個人市町村民税の均等割税率は2,500円（市の規定額どおり） ■ 法人市町村民税の納税義務者及び納期は現行のとおりとし、均等割税率は制限税率に、法人税割税率は14.7%に設定 ■ 都市計画税は現行のまま新市に継承した後、都市計画区域の見直しにより調整
経過・主な議論	「公平性から考えると税率の統一はやむを得ないが、様々な税金が上がるため経過措置を設けることはできないか」との意見が寄せられたが、「公平性から考えると一部地域のみ経過措置を設けることはできないのではないか」との意見もあり、上記のとおり確認された。
使用料、手数料等の取扱い	【主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 福知山市を基準に手数料を設定
国民健康保険事業及び介護保険事業	【国民健康保険事業の主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 3町の保険料は福知山市の基準に統一し、医療分については5年間の激変緩和措置を設定（徴収方式は福知山市の保険料方式に統一） 【介護保険事業の主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1号被保険者の介護保険料は、基準額の月額を2,910円、年額を34,920円とし、合併と同時に統一
経過・主な議論	「合併して保険料が高くなったと言われないようにしてほしい」、「どうして高くなるのか」との意見が出されたが、福知山市の規模が大きく平準化により値上げせざるを得ないため、上記のとおり確認された。 また、介護保険事業では、「激変緩和措置を設けてはどうか」との意見が出されたが、「社会保険制度であり統一制度が望ましい」とする事務局やサービスも負担も公平であることを原則とすべき」との他の委員意見により、上記のとおり確認された。
上下水道事業	【水道事業の主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道料金は福知山市の現行の料金を設定 【簡易水道事業の主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 簡易水道料金は、料金体系が大きく異なることから、福知山市の料金は段階的に上げ、3町の料金は三和町の料金を基本に統一し、段階的に引き下げて、平成22年度に統一 【下水道事業の主な取扱い】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 福知山市の下水道使用料は、現行のまま新市に移行し、新市移行後に新料金体系を検討
経過・主な議論	「合併時から福知山市の簡易水道料金と同じ額にすべきでないか」との意見が寄せられたが、「福知山市の簡易水道料金も上がり、今後の財政運営を考えるとやむを得ないのではないか」等の意見により、上記のとおり確認された。
町名・字名の取扱い	3町は従前の字名の前に現町名を付した字名に変更し、大字は表記しない。

地域審議会等の設置	なし
経過・主な議論	地域審議会その他、合併特例区、地域自治区制度も視野に入れて協議を進めるも、合併後の一体的なまちづくりの弊害となる部分や行政組織が複雑になるため、設置しないとの結論になった。

4-5. 南丹市

(1) 概要

名称	南丹市																										
経過・主な議論	新市の名称は公募により提案された名称のうち「南丹市」、「西京都市」、「京丹波市」、「京南丹市」、「京口丹市」から、投票により決定した。(1回目投票結果の上位2候補で決戦投票を行った結果、「南丹市」23票、「西京都市」17票となった。)																										
構成市町村	船井郡園部町、船井郡八木町、船井郡日吉町、北桑田郡美山町																										
合併期日・方式	平成18年1月1日・新設合併																										
経過・主な議論	【合併期日】 当初、平成17年10月1日を予定するも協議が遅れ、電算システムの整備や予算編成、選挙等の事情を考慮し、平成18年1月1日となった。																										
事務所の位置	合併前の園部町役場(合併前の各町に支所を設置。概ね10年が望ましい。)																										
経過・主な議論	本庁舎を園部町に置き、各町に支所を置くこととしたが、支所の設置を巡る新聞報道により、設置期間を明記しないと住民理解が得られないとの意見が多く出され、「概ね10年が望ましい」との文言が追加された他、各支所には一定期間、特別職としての参与を置き、支所長事務を取り扱うこととされた。																										
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口(人) (H12)</th> <th>面積(km²) (H15国土地理院)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園部町</td> <td>16,776</td> <td>102.78</td> <td>163.2</td> </tr> <tr> <td>八木町</td> <td>9,391</td> <td>49.56</td> <td>189.5</td> </tr> <tr> <td>日吉町</td> <td>6,219</td> <td>123.50</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>美山町</td> <td>5,231</td> <td>340.47</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>37,617</td> <td>616.31</td> <td>61.0</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)	園部町	16,776	102.78	163.2	八木町	9,391	49.56	189.5	日吉町	6,219	123.50	50.4	美山町	5,231	340.47	15.4	南丹市	37,617	616.31	61.0
市町村名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)																								
園部町	16,776	102.78	163.2																								
八木町	9,391	49.56	189.5																								
日吉町	6,219	123.50	50.4																								
美山町	5,231	340.47	15.4																								
南丹市	37,617	616.31	61.0																								
全職員数(平成18年4月1日)	普通会計423人、その他会計45人																										
議員定数(合併時点)	26人																										

2-2. 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	<p>市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人とし、新市の設置の日から50日以内に1選挙区で選挙を実施する。</p> <p>新市の議会議員の選挙区は、新市発足時に限り、旧町ごとに1選挙区を設け、各選挙区の定数を旧園部町区域：9人、旧八木町区域：7人、旧日吉町区域：5人、旧美山町区域：5人とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各町の定数</td> <td>園部町 14人 八木町 16人 日吉町 16人 美山町 14人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各町の定数	園部町 14人 八木町 16人 日吉町 16人 美山町 14人	特例中の定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用						
合併前の各町の定数	園部町 14人 八木町 16人 日吉町 16人 美山町 14人						
特例中の定数	—						
経過・主な議論	議会の意向を尊重し、対等合併や互譲の精神を勘案しながら、均等割3名、残りを有権者数に重きを置いた人口割で算出。「地域の事情が違う4町の合併であり、地域の意見を反映する選挙区割を敷いたことは賛成」との意見が出され、上記のとおり確認された。						

農業委員会の取扱い	<p>○ 新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は30人とする。なお、委員不在の空白期間により住民サービスを低下させないため、4町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち30人については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、新市移行後6カ月間を限度として、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>○ また、議会・農業協同組合・農業共済組合及び土地改良区からの選任委員は、合併後に新たに選任する。</p> <p>○ 新市の農業委員会委員の選挙区は、旧町ごとに1つの選挙区を置き、各選挙区の選挙すべき委員の定数を旧園部町区域：9人、旧八木町区域：8人、旧日吉町区域：6人、旧美山町区域：7人とする。</p>
地方税の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産税は、平成20年度課税まで旧町の税率を適用（不均一課税）し、平成21年度から1.5%に設定 ■ 法人市町村民税の納税義務者、均等割税率及び納期は、現行のまま新市に継承、法人税割税率は、地方税法の制限税率（14.7%）に一元化の上、新市に移行 ■ 都市計画税の税率は、平成20年度課税まで旧町の税率を適用（不均一課税）し、平成21年度から0.2%に設定
経過・主な議論	<p>都市計画税を1.5%とした根拠、不均一課税を平成20年までとした根拠について質疑が寄せられ、全体を1.4%にすると1億5,900万円の減額となるため、自主財源確保も考え合わせた税率であること、合併特例法による不均一課税が5年間認められており、固定資産税の評価替が行われる平成18年度は合併時期でもあることから、市として統一した税率により課することが可能な平成21年度から税率を統一する旨の説明が事務局から行われ、上記のとおり確認された。</p>
使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 戸籍や住民基本台帳、印鑑登録の証明手数料は4町とも同一料金の取扱いをしており、現行どおり継続
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各町の応能割と応益割の差が大きく、保険税の算定の基礎になる税率は、新市において統一。新税率の適用は合併の翌年度から実施 <p>【介護保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料は統一が望ましいが、各町のサービス水準が異なる現状に鑑み当面現行のとおりとし、一定のサービス水準の均衡が図られた時点で統一
経過・主な議論	<p>国民健康保険税の税率の一元化についての調整方針の質疑が行われ、合併に関わらず税率の見直しが必要な時期に来ていること、賦課方式の変更と合わせて、医療費の動向を見ながら、毎年見直すことが原則と考えていることを事務局が説明し、案のとおり確認された。</p>
上下水道事業	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な使用料については、上下水道とも合併後5年間は各町の料金を維持、合併後に設置する審議会において統一料金を検討 ■ 新規給水分担金は全て統一
経過・主な議論	<p>「新規給水分担金のみ統一するのは疑問」との意見が寄せられたが、新規給水分担金は使用料と比べても収入面で財政上に大きく影響するものではなく、統一しても影響は限定的であるとの事務局の説明により、上記のとおり確認された。</p>
町名・字名の取扱い	<p>現町名を4町とも残し、町名、字名、小字名は現状のまま新市へ継承する。ただし、住居表示上の「大字」「字」「小字」の表記はしないものとする。</p>
地域審議会等の設置	<p>なし</p>

4-6. 与謝野町

(1) 概要

名称	与謝郡与謝野町																						
経過・主な議論	公募により提案された名称のうち、「与謝町」、「与謝野町」、「よさの町」から、投票により「与謝野町」に決定した。																						
構成市町村	与謝郡加悦町、与謝郡岩滝町、与謝郡野田川町																						
合併期日・方式	平成18年3月1日・新設合併																						
事務所の位置	合併前の岩滝町役場 (合併前の加悦町役場及び野田川町役場を分庁舎とし、併せて本庁機能の一部も設置。議会・教育委員会は加悦庁舎に設置)																						
経過・主な議論	岩滝町に本庁舎を置く案に対して、「庁舎の経年、駐車場の規模から加悦庁舎が適切」、「3町の中心である野田川庁舎が適切」との意見が出され、幾度となく協議が行われたが、岩滝町長の意向もあり最終的に岩滝町に本庁舎を置くこととして確認された。																						
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口(人) (H12)</th> <th>面積(km²) (H15国土地理院)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加悦町</td> <td>7,867</td> <td>59.05</td> <td>133.23</td> </tr> <tr> <td>岩滝町</td> <td>6,648</td> <td>12.09</td> <td>549.88</td> </tr> <tr> <td>野田川町</td> <td>11,078</td> <td>35.90</td> <td>187.99</td> </tr> <tr> <td>与謝野町</td> <td>25,593</td> <td>107.04</td> <td>239.10</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)	加悦町	7,867	59.05	133.23	岩滝町	6,648	12.09	549.88	野田川町	11,078	35.90	187.99	与謝野町	25,593	107.04	239.10
市町村名	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15国土地理院)	人口密度 (人/km ²)																				
加悦町	7,867	59.05	133.23																				
岩滝町	6,648	12.09	549.88																				
野田川町	11,078	35.90	187.99																				
与謝野町	25,593	107.04	239.10																				
全職員数(平成18年4月1日)	普通会計288人、その他会計32人																						
議員定数(合併時点)	18人																						

2-2. 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律上の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を18人とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各町の定数</td> <td>加悦町 15人 岩滝町 14人 野田川町 18人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各町の定数	加悦町 15人 岩滝町 14人 野田川町 18人	特例中の定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用						
合併前の各町の定数	加悦町 15人 岩滝町 14人 野田川町 18人						
特例中の定数	—						
経過・主な議論	提案後、専門小委員会への付託や協議会において特段の議論はなく、案のとおり確認された。						
農業委員会の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成18年7月31日までの間は、3町の現在現選挙による委員の中から20人を互選し、在任特例を適用する。新町の選挙区は1選挙区とする。						

地方税の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人住民税、個人住民税、固定資産税の税率等は、3町間で差異がなく、現行のとおり新町に継承 ■ 軽自動車税は、以下のものを除き現行のとおり新町に継承 <ul style="list-style-type: none"> ①小型特殊自動車（農耕作業用のもの）は、年額 1,600円 ②小型特殊自動車（その他のもの）は、年額 4,700円
経過・主な議論	<p>対象車両の多い野田川町の小型特殊自動車の税率が上がることについて疑問が寄せられたが、事務局から野田川町は農業者を守る政策目的により特に税額を下げていること、交付税の基準額に合わせた税額とすることを説明し、上記のとおり確認された。</p>
使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 手数料は加悦町を基準に設定
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険税は、平成17年度分は現行のままとし、平成18年度から統一基準で課税（不均一課税はなし） <p>【介護保険事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険料率及び所得段階は、平成17年度分は現行のままとし、平成18年度から統一料金を設定
経過・主な議論	<p>多子出産祝い金に質疑が集中し、「少子化対策、若者定住対策の観点から存置すべき」、「祝い金で出産する訳ではなく、子育て環境づくりの支援が大切」等の様々な意見が寄せられた結果、「制度を残し、合併までに調整する」旨の修正を加えて確認された。</p> <p>また、介護保険事業の取扱いでは、「財政安定化基金の借入金が多く、このまま新町に統合するのではなく、保険料収入で圧縮すべき」との意見が寄せられたが、事務局から償還期限が9年間であること、合併までに圧縮することは保険料の大幅な値上げとなること等が説明され、借入金の圧縮に向けて努力することとして、上記のとおり確認された。</p>
上下水道事業	<p>【水道等事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行のまま新町に継承 ■ 使用料金は新料金を設定し、激変緩和措置はなし <p>【簡易水道事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加悦町、野田川町の簡易水道事業は、合併と同時に統合 ■ 使用料金は新料金を設定し、激変緩和措置はなし <p>【下水道等事業の主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 使用料金は岩滝町を基準に定め、激変緩和措置はなし
経過・主な議論	<p>「激変緩和措置を設けることはできないか」、との意見も寄せられたが、「統合して同じ会計で実施する事業については激変緩和措置や不均一料金を採用することは不公平」との意見も多く、上記のとおり確認された。</p>
町名・字名の取扱い	<p>3町の字の区域及び名称は、現行のとおり引継</p>
地域審議会等の設置	<p>なし</p>

4-7. 木津川市

(1) 概要

名称	木津川市																						
経過・主な議論	公募により5候補（「木津川市」、「京山城市」、「恭仁京市」、「南京都市」、「山城市」）が選定され、各委員から「木津川市」、「山城市」、「恭仁京市」への推薦意見があり、全会一致による決定が困難との判断から、投票により「木津川市」に決定した。																						
構成市町村	相楽郡木津町、相楽郡加茂町、相楽郡山城市																						
合併期日・方式	平成19年3月12日・新設合併																						
経過・主な議論	平成19年3月末を目途に調整・協議を進めた結果、統一地方選に向けた準備や小中学校の卒業式等に配慮した結果、3月12日となった。																						
事務所の位置	合併前の木津町役場（合併前の加茂町、山城市の各町に支所を設置）																						
経過・主な議論	JR木津駅を中心に公的機関が集中していることから、木津庁舎を本庁舎とすることに全委員が賛成、加茂町役場、山城市役場には地域活動を支援する機能を持たせた支所を置くこととされた。																						
人口・面積等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>国調人口（人） （H17）</th> <th>面積（km²） （H17国土地理院）</th> <th>人口密度 （人/km²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木津町</td> <td>39,129</td> <td>23.62</td> <td>1,656.60</td> </tr> <tr> <td>加茂町</td> <td>15,607</td> <td>36.97</td> <td>422.15</td> </tr> <tr> <td>山城市</td> <td>8,913</td> <td>24.53</td> <td>363.35</td> </tr> <tr> <td>木津川市</td> <td>63,649</td> <td>85.12</td> <td>747.74</td> </tr> </tbody> </table>			市町村名	国調人口（人） （H17）	面積（km ² ） （H17国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）	木津町	39,129	23.62	1,656.60	加茂町	15,607	36.97	422.15	山城市	8,913	24.53	363.35	木津川市	63,649	85.12	747.74
市町村名	国調人口（人） （H17）	面積（km ² ） （H17国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）																				
木津町	39,129	23.62	1,656.60																				
加茂町	15,607	36.97	422.15																				
山城市	8,913	24.53	363.35																				
木津川市	63,649	85.12	747.74																				
全職員数（平成19年4月1日）	普通会計440人、その他会計71人																						
議員定数（合併時点）	26人																						

2-2. 主な合併協定の内容

議会議員の取扱い	市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人とし、新市の設置の日から50日以内に1選挙区で選挙を実施する。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議員定数</th> <th>定数・在任特例不適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の各町の定数</td> <td>木津町 20人 加茂町 16人 山城市 14人</td> </tr> <tr> <td>特例中の定数</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	議員定数	定数・在任特例不適用	合併前の各町の定数	木津町 20人 加茂町 16人 山城市 14人	特例中の定数	—
議員定数	定数・在任特例不適用						
合併前の各町の定数	木津町 20人 加茂町 16人 山城市 14人						
特例中の定数	—						
経過・主な議論	合併協議会においては特段の議論なく確認						
農業委員会の取扱い	新市に1つの農業委員会を置く。選挙区については、全市域で1選挙区とする。3町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第1号の規定を適用し、平成19年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、20人とする。						

地方税の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3町で同一の制度は現行のとおりとし、差違のある都市計画税及び関西文化学術研究都市建設等に係る固定資産税の特例については、次のとおり調整 ■ 都市計画税は、木津町の例により統一（不均一課税措置はなし） ■ 関西文化学術研究都市建設等に係る固定資産税の特例の取扱いは、現行どおり新市に継承
経過・主な議論	基本的な税率に差異がなく、都市計画税を木津町の例により統一した場合の減収額についての質疑の他は、大きな議論はなく確認された。
使用料、手数料等の取扱い	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、受益者負担の原則を基本に、合併時に統一
国民健康保険事業及び介護保険事業	<p>【国民健康保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険税の税率は、3町の保険税額の格差が大きく、合併年度及び合併翌年度については旧町の例によることとし、医療費等の同行を見極めながら、合併翌々年度から新市で一元化 <p>【介護保険事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第1号被保険者介護保険料は、合併年次は旧町の例により、合併年次以降の保険料については、新市において策定する介護保険事業計画に基づき、不均一保険料とすることなく統一
経過・主な議論	「合併したのだから料金も一本化すべき」、「不均一課税とした経緯を教えて欲しい」等の意見が出され、「三位一体改革や国保会計の経営状況を見極め慎重に分析を行う必要があり、その上で統一した保険税とすることが最善」との事務局説明により上記のとおり確認された。
上下水道事業	<p>【主な取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3町間の料金の格差が大きく、上下水道の使用料は現行のとおり引継ぎ、合併後のできる限り早い時期に水道審議会及び下水道審議会を設置し、水道料金を統合
経過・主な議論	「合併後に料金格差が続くことは好ましくなく、システムも含めて早期に統一すべき」との意見が寄せられたが、「合併までに統一料金を提示することがスケジュール的に困難」、「合併後2年間程度を目途に統一を図る」こと等を事務局が説明し、上記のとおり確認された。
町名・字名の取扱い	木津町については、「相楽郡木津町」を「木津川市」に置き換え、加茂町及び山城町については、「木津川市」の後に旧町名を置き、大字、小字はそれぞれ削除する。
経過・主な議論	当初、旧町名は使用しないこととして協議会へ提案されたが、町名への愛着や、地域性から町名を残すべき、合併による一体性を醸し出し簡潔な表示とする観点から旧町名を削除すべきなど提案に対する賛否両論の意見が出された結果、木津町を除き、木津川市の後に旧町名を表示することとなった。
地域審議会等の設置	<p>新市において、合併特例等による地域審議会を加茂町及び山城町の区域毎に設置する。また、新市の本庁において、住民の意見を反映させるための地域振興等を目的とする機能を整備する。</p> <p>各審議会の設置期間は、合併の日から5年間とする。</p>

その他	「対等合併だから必要ないのではないか」、「木津町にも設置すべきではないか」、「地域審議会でなくとも住民の意見を反映させる仕組みがあればよいのではないか」等の意見が続出した。調整の結果、合併による行政区域の拡大により住民の声が届きにくくなるとの不安を解消するため、地域審議会を設置することで確認された。
-----	--